

高知県地域防災計画

(地震及び津波災害対策編)

令和8年2月修正

高知県防災会議

目 次

第1編 総 則.....	- 1 -
第1章 計画の趣旨.....	- 1 -
第1節 計画の目的.....	- 1 -
第2節 被害を最小化するために重点を置くべき事項.....	- 1 -
第3節 計画の効果的な推進.....	- 2 -
第4節 地震及び津波災害対策編の修正.....	- 3 -
第2章 高知県の地震災害の特徴.....	- 6 -
第1節 南海トラフ地震の特徴.....	- 6 -
第2節 地震及び津波被害想定結果の概要.....	- 7 -
第3節 最大クラスの津波による浸水予測の概要.....	- 20 -
第4節 南海トラフ地震臨時情報.....	- 23 -
第5節 海外等の遠隔地で発生した地震による被害.....	- 24 -
第3章 高知県防災会議.....	- 25 -
第1節 設置及び所掌事務.....	- 25 -
第2節 組織及び運営.....	- 25 -
第4章 防災関係機関.....	- 26 -
第1節 防災関係機関の責務.....	- 26 -
第2節 公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者の責務.....	- 27 -
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 28 -
第5章 住民及び事業者の責務.....	- 37 -
第1節 住民.....	- 37 -
第2節 事業者.....	- 37 -
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	- 38 -
第1節 整備計画.....	- 38 -
第2編 災害予防対策.....	- 39 -
第1章 地震及び津波に強い県づくり.....	- 39 -
第1節 基本的な考え方.....	- 39 -

第2節	地震及び津波に強いまちづくり	- 39 -
第3節	防災知識を深めるための取り組み	- 41 -
第4節	実践的な防災訓練の実施	- 43 -
第5節	自主的な防災活動への支援（一般対策編第2編第2章第3節を参照）	- 44 -
第6節	事業所による自主防災体制の整備 あああ（一般対策編第2編第2章第4節を参照）	- 44 -
第7節	自発的な支援を受け入れるための環境整備・連携体制の強化（一般対策編第2編第2章第7節を参照）	- 45 -
第8節	情報の収集・伝達体制（一般対策編第2編第4章第2節を参照）	- 45 -
第2章	予防対策の推進	- 46 -
第1節	火災予防対策（一般対策編第2編第1章第9節を参照）	- 46 -
第2節	津波災害予防対策（第5編「具体的な取り組み」を参照）	- 46 -
第3節	危険物等災害予防対策	- 49 -
第4節	建築物等災害予防対策（第5編「具体的な取り組み」を参照）	- 50 -
第5節	地盤災害等予防対策	- 51 -
第6節	公共土木施設等の災害予防対策	- 52 -
第7節	緊急輸送活動対策（一般対策編第2編第5章第3節を参照）	- 56 -
第8節	避難対策	- 57 -
第9節	防災活動体制の整備	- 59 -
第10節	地域への救援対策	- 63 -
第11節	要配慮者への対策等	- 66 -
第12節	各種データの整備保存	- 70 -
第3章	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	- 71 -
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策 （一般対策編第2編第4章第2節及び第3編第1章第1節を参照）	- 71 -
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策	- 71 -
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策	- 76 -
第3編	災害応急対策	- 77 -
第1章	災害時応急活動	- 78 -

第1節	活動体制の確立.....	- 78 -
第2節	情報の収集・伝達.....	- 87 -
第3節	通信連絡（一般災害対策編第3編第1章第4節を参照）.....	- 89 -
第4節	応援要請（一般災害対策編第3編第1章第5節を参照）.....	- 89 -
第5節	総合防災拠点の開設及び運営.....	- 89 -
第6節	広報活動（一般災害対策編第3編第1章第6節を参照）.....	- 90 -
第7節	避難活動等.....	- 90 -
第8節	災害拡大防止活動.....	- 95 -
第9節	緊急輸送活動（一般対策編第3編第1章第10節を参照）.....	- 97 -
第10節	交通確保対策（一般対策編第3編第1章第11節を参照）.....	- 97 -
第11節	社会秩序維持活動等（一般対策編第3編第1章第12節を参照）.....	- 97 -
第12節	地域への救援活動.....	- 97 -
第13節	物資、資機材、人員等の配備手配.....	- 104 -
第14節	ライフライン等施設の応急対策 （一般対策編第3編第1章第14節を参照）.....	- 105 -
第15節	教育対策（一般対策編第3編第1章第15節を参照）.....	- 105 -
第16節	労務の提供（一般対策編第3編第1章第16節を参照）.....	- 105 -
第17節	要配慮者対策.....	- 106 -
第18節	災害応急金融対策（一般対策編第3編第1章第18節を参照）.....	- 106 -
第19節	災害応急融資（一般対策編第3編第1章第19節を参照）.....	- 106 -
第20節	二次災害の防止（一般対策編第3編第1章第20節を参照）.....	- 108 -
第21節	自発的支援の受け入れ（一般対策編第3編第1章第21節を参照）.....	- 108 -
第2章	自衛隊の災害派遣（一般対策編第3編第2章を参照）.....	- 109 -
第1節	災害派遣要請ができる範囲（一般対策編第3編第2章第1節を参照）.....	- 109 -
第2節	災害派遣要請の手続き（一般対策編第3編第2章第2節を参照）.....	- 109 -
第3節	派遣部隊の受入体制（一般対策編第3編第2章第3節を参照）.....	- 109 -
第4節	派遣部隊の業務及び撤収等（一般対策編第3編第2章第4節を参照）.....	- 109 -
第4編	災害復旧・復興対策.....	- 110 -
第1章	災害復旧・復興対策.....	- 110 -

第1節	復旧・復興の基本方向の決定（一般対策編第4編第1章第1節を参照）..	- 110 -
第2章	災害復旧対策.....	- 110 -
第1節	迅速な原状復旧の進め方（一般対策編第4編第2章第1節を参照）	- 110 -
第3章	復興計画.....	- 110 -
第1節	復興計画の進め方.....	- 110 -
第2節	被災者等の生活再建等の支援（一般対策編第4編第3章第2節を参照） ..	- 112 -
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援.....	- 112 -
第5編	具体的な取り組み.....	- 114 -
第1章	命を守る対策.....	- 115 -
第1節	強い揺れから身を守る対策.....	- 115 -
第2節	津波から避難する対策.....	- 117 -
第3節	火災対策.....	- 120 -
第4節	南海トラフ地震臨時情報への対応.....	- 120 -
第2章	命をつなぐ対策.....	- 122 -
第1節	応急対策活動体制等の整備.....	- 122 -
第2節	広域避難体制等の整備.....	- 123 -
第3節	避難所等の整備.....	- 123 -
第4節	受援体制の強化.....	- 123 -
第3章	生活を立ち上げる対策.....	- 124 -
第1節	まちづくり.....	- 124 -
第2節	くらしの再建.....	- 124 -
第4章	震災に強い人・地域づくり対策.....	- 126 -
第1節	学校及び地域での防災教育.....	- 126 -
第2節	住民への防災教育.....	- 126 -
第3節	防災のエキスパートの養成.....	- 127 -
第4節	防災の視点に立った公共施設の整備.....	- 127 -
第5節	技術的及び財政的支援.....	- 127 -

別表
資料

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

第1節 計画の目的

高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）（以下「地震及び津波災害対策編」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、本県の地域にかかる地震及び津波災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、本県において防災上必要な諸施策の基本を、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本県の地震及び津波災害に対処する能力の増強を図ることを目的とします。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（本県においては全市町村）について、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

なお、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震及び津波災害対策編」に統合しています。

※地震及び津波災害対策編に定めがない事項については、一般対策編及び火災及び事故災害対策編に記述しています。

第2節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

- 1 本県では、過去から繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきました。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきています。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われました。このため、本県の地震及び津波災害対策は、何より尊い生命は最大クラスの地震及び津波でも守ることを

目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震及び津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期します。

- 2 対策を進めるにあたり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり、地域づくり対策について、ハードとソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じます。

その際には、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮します。

- 3 県全体の防災力の向上を図るため、県をはじめとする公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、住民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていただき、県や市町村はその取り組みを後押しするための施策を進め、自助、共助、公助それぞれが互いに連携する取り組みを進めます。

第3節 計画の効果的な推進

- 1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、地震及び津波災害対策編に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとしします。

- 2 市町村は、それぞれの市町村の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて、地震及び津波災害対策編に記述する各事項を検討し、市町村地域防災計画に修正を加えるものとしします。

- 3 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとしします。

(1) 地震及び津波災害対策編に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味します。以下同じ。)の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底

(2) 地震及び津波災害対策編、マニュアルの定期的な点検結果や訓練等から得られた教訓の反映

(3) 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック

第4節 地震及び津波災害対策編の修正

- 1 地震及び津波災害対策編は、地震及び津波災害に関する経験と対策の積重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えます。

[注 記] 地震及び津波災害対策編における用語について

住民・・・・・・・・・・県の地域に住所を有する者をいいます。

住民等・・・・・・・・・・上記に加え、他県から県の地域に通学、通勤する者及び災害時に県の地域に滞在する者等も含めます。

要配慮者・・・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいいます。

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。

防災関係機関・・・・・・・・国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。

関係機関・・・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいいます。

県・・・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいいます。

警察・・・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいいます。

市町村・・・・・・・・・・市町村の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいいます。

消防機関・・・・・・・・・・消防組織法で定められた組織で消防本部(局)、消防署、消防団の総称をいいます。

自衛隊・・・・・・・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。

ライフライン・・・・・・・・電気、ガス、上下水道、工業用水道、通信及び放送の事業をいいます。

避難場所・・・・・・・・市町村が指定する、住民等が災害から命を守るために
（指定緊急避難場所）緊急的に避難する施設又は場所をいいます。

津波避難場所・・・・・・・・避難場所のうち、津波から一時的に避難するための高
台や津波避難ビル等の場所や施設をいいます。

避難所・・・・・・・・市町村が指定する、避難した住民等が災害の危険がなくな
（指定避難所）るまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れな
くなった住民等が一時的に滞在する施設をいいます。

第2章 高知県の地震災害の特徴

南海トラフ地震の特徴と海外等の遠隔地で発生した地震による被害について記述します。

第1節 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれます。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合があります。

南海トラフ地震は、概ね90年から150年周期で発生しており、昭和南海地震から約80年が経過し、切迫度は年々高まっています。

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2）

(1) この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものです。

(2) 震度6弱～7の揺れが予測されます。

(3) 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなることが予測されます。

2 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1）

(1) 震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測されます。

(2) 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測されます。

① 近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震があります。

（死者・行方不明者679人、負傷者1,836人）

第2節 地震及び津波被害想定結果の概要

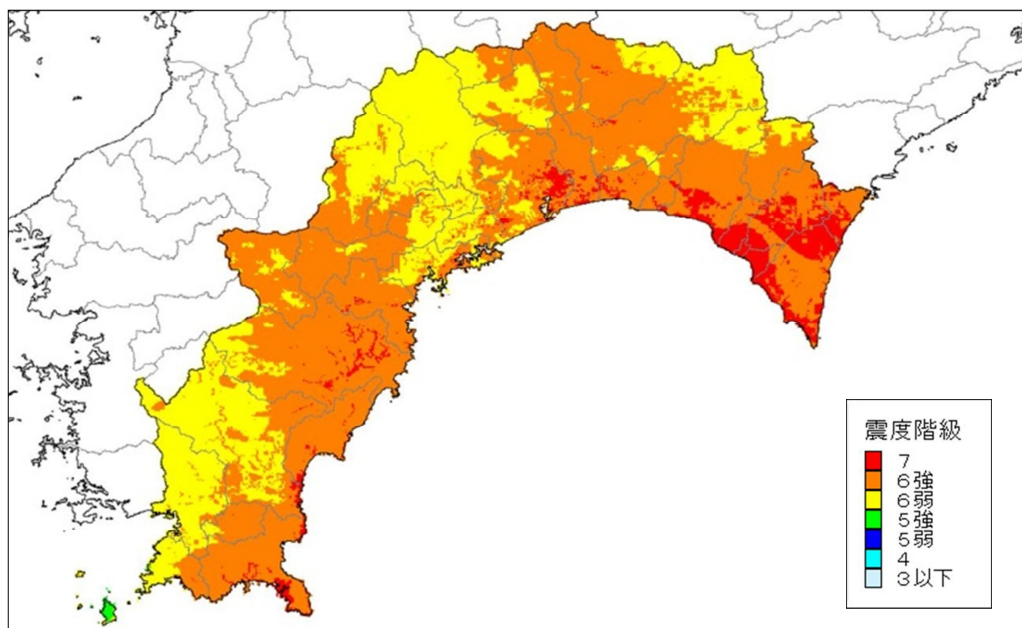
南海トラフ地震対策を進める際の前提とするため、東日本大震災の教訓や最新の知見に基づいた、南海トラフ地震の震度分布及び津波浸水予測（平成24年12月）を実施しました。さらにこれによって引き起こされる人的・物的被害の想定（平成25年5月）を行いました。

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2）

（1）震度分布

地震動の強さは、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（以下、「内閣府モデル」という。）で示された強震断層モデル（M9.0）の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計しました。

その結果、求められた震度階級の分布は、次のとおりです。

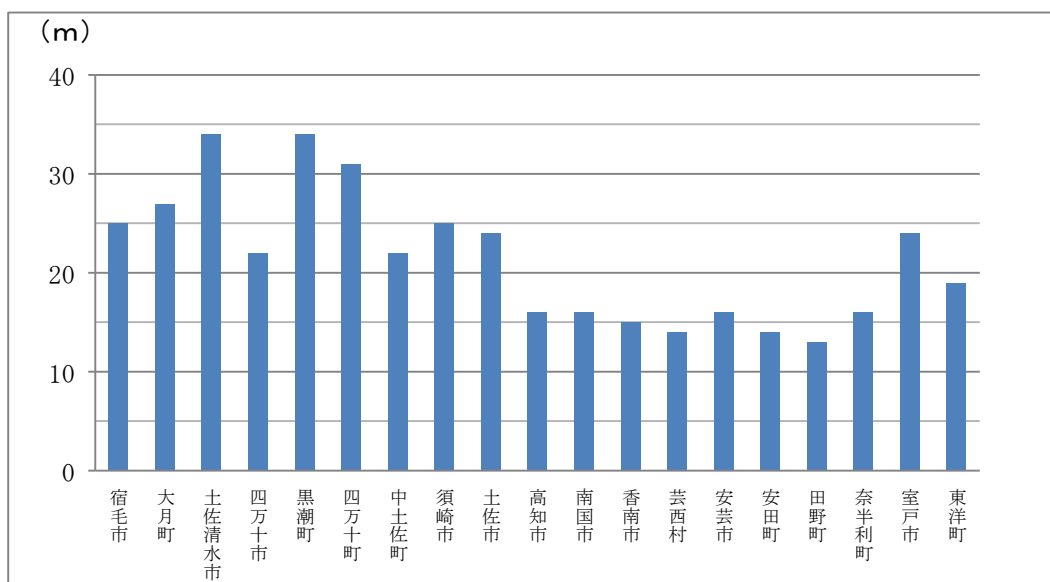


（2）津波

本県では、内閣府モデルで示された津波断層モデル（M9.1）11ケースのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生する6ケースについて、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計しました。

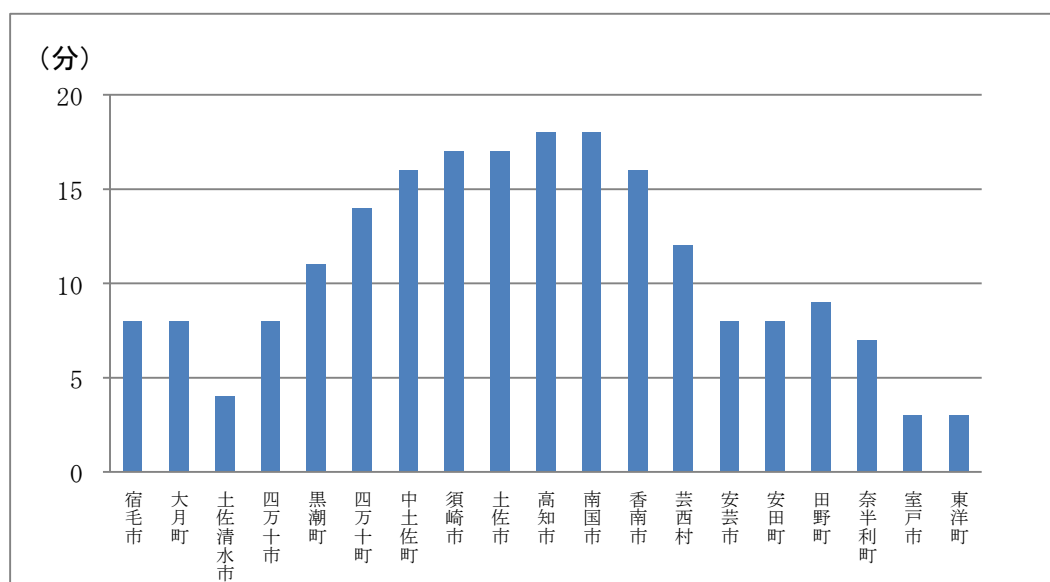
内閣府が示した各市町村の海岸線での最大津波高及び津波到達時間は次のとおりです。

各市町村の海岸線での最大津波高



※ 津波の高さは、満潮時に津波が来るという条件で推計しています。

海岸線への津波（津波高 1 m）到達時間



※ 津波の到達時間は、各市町村の海岸線において、津波高 1 m が到達する最短時間です。

津波断層モデル（内閣府モデルH24.8）

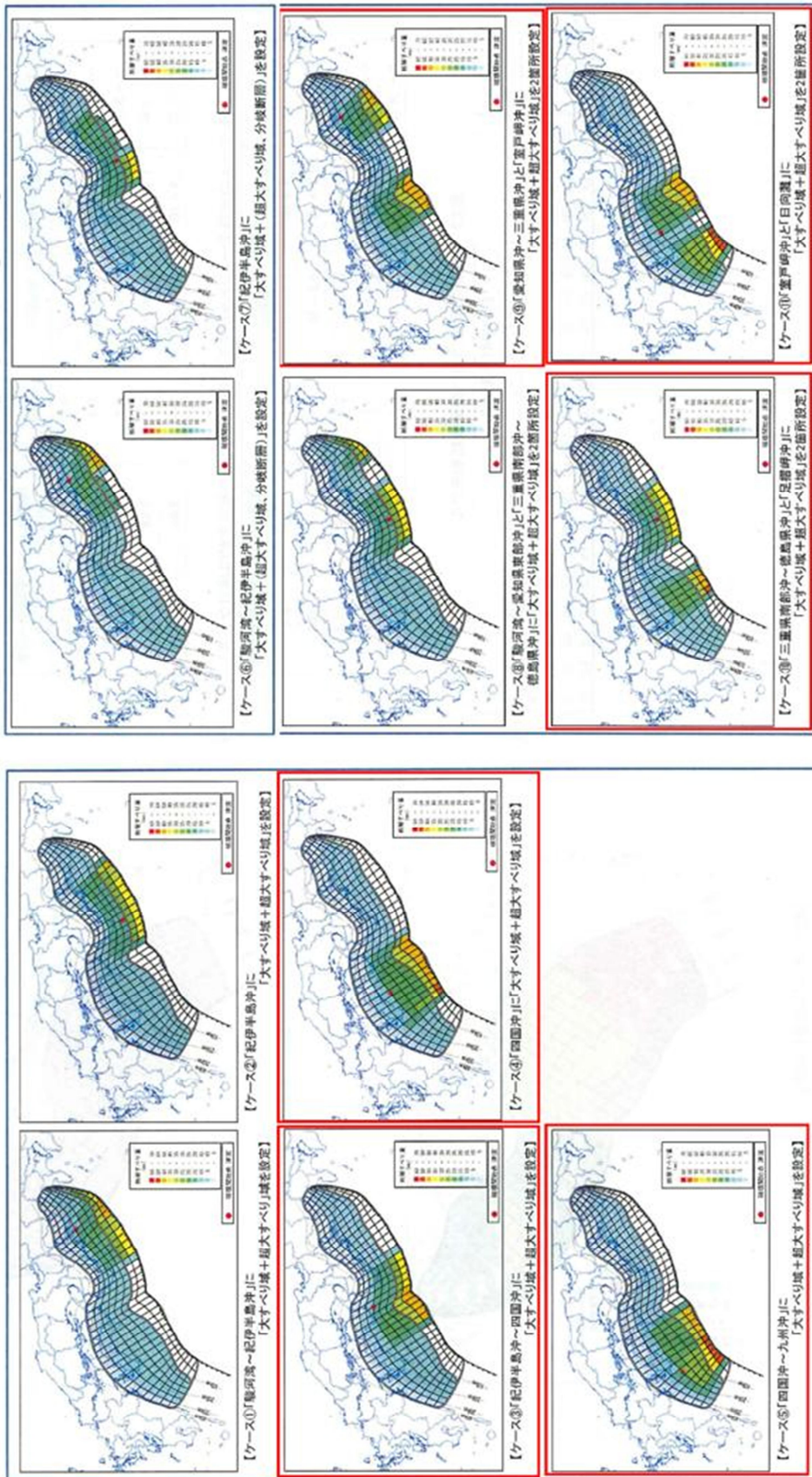


図 1-3-1 津波断層モデル（内閣府モデルH24.8）

(3) 被害想定

想定される地震動や津波から、建物及び人的被害等の想定を行いました。
 主な概要は、次のとおりです。

① 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めました。

また、津波による建物被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深による被害率から求めました。

各市町村における全壊・焼失棟数

(単位：棟)

市町村	被害の要因					合計	最大被害ケース		
	液状化	揺れ	急傾斜	津波	火災		地震動	津波	季節、時間
東洋町	10	890	10	980	70	2,000	東側	ケース⑨	冬18時
室戸市	10	8,000	40	1,700	530	10,000	東側	ケース④	冬18時
奈半利町	0	1,700	10	350	40	2,100	東側	ケース④	冬18時
田野町	10	2,100	*	290	80	2,400	東側	ケース④	冬18時
安田町	*	1,700	10	100	100	1,900	東側	ケース④	冬18時
北川村	0	990	10		30	1,000	東側	ケース④	冬18時
馬路村	0	240	10		40	290	東側	ケース④	冬18時
安芸市	30	6,000	20	3,500	280	9,900	東側	ケース⑤	冬18時
芸西村	*	360	*	60	40	470	陸側	ケース④	冬18時
香南市	10	4,800	10	4,200	160	9,200	陸側	ケース④	冬18時
香美市	*	4,600	30		1,100	5,700	陸側	ケース④	冬18時
南国市	20	7,200	20	3,200	660	11,000	陸側	ケース④	冬18時
高知市	340	32,000	260	16,000	6,700	55,000	陸側	ケース④	冬18時
大豊町	*	1,900	30		10	1,900	陸側	ケース④	冬18時
本山町	0	560	10		30	600	陸側	ケース④	冬18時
土佐町	0	450	10		20	470	陸側	ケース④	夏12時
大川村	0	50	*		*	60	陸側	ケース④	冬18時
土佐市	270	1,600	30	3,600	80	5,500	陸側	ケース④	冬18時
いの町	40	1,900	50		150	2,200	陸側	ケース④	冬18時
日高村	10	270	10		10	300	陸側	ケース④	冬深夜
佐川町	*	1,400	10		80	1,500	陸側	ケース④	冬18時
越知町	*	620	10		480	1,100	陸側	ケース④	冬18時
仁淀川町	*	550	10		20	580	陸側	ケース④	冬18時
須崎市	50	1,000	20	7,200	120	8,300	陸側	ケース④	冬18時
中土佐町	30	2,000	20	2,700	20	4,800	陸側	ケース④	冬18時
津野町	*	1,000	20		50	1,100	陸側	ケース④	冬18時
橋原町	*	540	10		20	570	陸側	ケース④	冬18時
四万十町	30	4,800	40	1,200	210	6,300	陸側	ケース④	冬18時
黒潮町	20	2,800	30	3,600	200	6,600	基本	ケース⑤	冬18時
四万十市	140	2,200	40	1,100	320	3,800	基本	ケース⑤	冬18時
土佐清水市	30	5,400	50	3,900	170	9,500	西側	ケース④	冬18時
三原村	*	420	10		10	430	西側	ケース④	冬18時
大月町	30	70	*	1,400	20	1,500	基本	ケース⑤	冬深夜
宿毛市	10	200	*	5,800	10	6,000	基本	ケース⑤	冬18時

※ *は若干数を表しています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

各市町村における半壊棟数

(単位：棟)

市町村	被害の要因				合計	最大被害ケース	
	液状化	揺れ	急傾斜	津波		地震動	津波
東洋町	30	710	10	380	1,100	東側	ケース⑤
室戸市	40	4,000	40	1,300	5,400	基本	ケース⑩
奈半利町	0	540	10	430	970	西側	ケース④
田野町	30	590	*	640	1,300	陸側	ケース④
安田町	*	760	10	470	1,300	陸側	ケース④
北川村	0	470	10		470	陸側	ケース④
馬路村	0	260	10		260	東側	ケース④
安芸市	140	3,600	20	1,400	5,100	西側	ケース④
芸西村	*	390	*	0	400	陸側	ケース④
香南市	80	4,800	20	1,300	6,100	陸側	ケース⑩
香美市	*	6,000	40		6,100	陸側	ケース④
南国市	150	7,000	20	1,800	9,000	陸側	ケース④
高知市	1,400	29,000	230	22,000	52,000	陸側	ケース⑩
大豊町	*	2,500	40		2,500	陸側	ケース④
本山町	0	1,000	10		1,000	陸側	ケース④
土佐町	0	1,100	10		1,100	陸側	ケース④
大川村	0	150	*		160	陸側	ケース④
土佐市	1,000	3,400	40	370	4,800	陸側	ケース⑩
いの町	160	3,700	70		3,900	陸側	ケース④
日高村	40	840	20		900	陸側	ケース④
佐川町	*	2,600	20		2,700	陸側	ケース④
越知町	*	1,400	10		1,400	陸側	ケース④
仁淀川町	*	2,100	30		2,100	陸側	ケース④
須崎市	220	3,100	50	830	4,200	陸側	ケース⑩
中土佐町	100	1,900	20	300	2,300	陸側	ケース⑩
津野町	*	1,700	30		1,700	陸側	ケース④
塙原町	*	1,100	20		1,100	陸側	ケース④
四万十町	110	4,100	40	60	4,300	陸側	ケース⑩
黒潮町	90	3,000	30	550	3,700	東側	ケース⑨
四万十市	530	4,500	80	580	5,700	基本	ケース⑤
土佐清水市	120	3,500	40	380	4,000	基本	ケース⑩
三原村	10	560	10		570	西側	ケース④
大月町	90	900	20	90	1,100	西側	ケース④
宿毛市	70	2,000	30	340	2,500	西側	ケース④

※ *は若干数を表しています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

② 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるもの、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）によるもの、火災によるものが支配的です。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定しています。

各市町村における死者数

（単位：人）

市町村	被害の要因						合計	最大被災ケース		
	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	津波	急傾斜	火災	ブロック塀等		地震動	津波	季節、時間
東洋町	60	*	1,000	*	*	*	1,100	東側	ケース④	冬深夜
室戸市	520	20	3,200	10	110	*	3,800	東側	ケース④	冬深夜
奈半利町	110	10	530	*	30	*	660	東側	ケース⑨	冬深夜
田野町	130	10	720	*	70	*	930	東側	ケース④	冬深夜
安田町	110	10	320	10	10	*	450	東側	ケース④	冬深夜
北川村	60	*	/	*	*	*	60	東側	ケース④	冬深夜
馬路村	20	*	/	*	*	*	20	東側	ケース④	冬深夜
安芸市	390	20	1,300	10	100	*	1,800	東側	ケース⑤	冬深夜
芸西村	30	*	150	*	*	*	180	東側	ケース⑤	冬深夜
香南市	310	20	2,000	*	10	*	2,300	陸側	ケース④	冬深夜
香美市	290	10	/	10	30	*	330	陸側	ケース④	冬深夜
南国市	460	20	2,800	*	20	*	3,200	陸側	ケース④	冬深夜
高知市	2,100	150	10,000	40	280	*	12,000	陸側	ケース④	冬深夜
大豊町	110	*	/	10	*	*	120	陸側	ケース④	冬深夜
本山町	40	*	/	*	*	*	40	陸側	ケース④	冬深夜
土佐町	30	*	/	*	*	*	30	陸側	ケース④	冬深夜
大川村	*	*	/	*	*	*	*	陸側	ケース④	冬深夜
土佐市	90	10	2,400	*	*	*	2,500	東側	ケース⑤	冬深夜
いの町	130	*	/	10	*	*	140	陸側	ケース④	冬深夜
日高村	20	*	/	*	*	*	20	陸側	ケース④	冬深夜
佐川町	90	*	/	*	*	*	90	陸側	ケース④	冬深夜
越知町	40	*	/	*	10	*	50	陸側	ケース④	冬深夜
仁淀川町	30	*	/	*	*	*	40	陸側	ケース④	冬深夜
須崎市	60	*	3,600	*	*	*	3,700	陸側	ケース⑩	冬深夜
中土佐町	130	*	2,200	*	10	*	2,400	陸側	ケース⑩	冬深夜
津野町	70	*	/	*	*	*	70	陸側	ケース④	冬深夜
橋原町	30	*	/	*	*	*	40	陸側	ケース④	冬深夜
四万十町	310	10	330	10	10	*	650	陸側	ケース⑩	冬深夜
黒潮町	180	10	2,100	10	10	*	2,300	基本	ケース⑩	冬深夜
四万十市	140	10	750	10	*	*	900	基本	ケース⑤	冬深夜
土佐清水市	340	10	2,300	10	50	*	2,700	西側	ケース④	冬深夜
三原村	30	*	/	*	*	*	30	西側	ケース④	冬深夜
大月町	20	*	680	*	*	*	710	西側	ケース④	冬深夜
宿毛市	30	*	2,500	*	*	*	2,600	西側	ケース④	冬深夜

※ *は若干数を表しています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

各市町村における負傷者数

(単位：人)

市町村	被害の要因						合計	最大被災ケース		
	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	津波	急傾斜	火災	ブロック塀等		地震動	津波	季節、時間
東洋町	280	20	70	*	*	*	360	東側	ケース⑤	冬深夜
室戸市	1,900	270	370	20	20	*	2,300	東側	ケース④	冬深夜
奈半利町	380	100	20	*	*	*	410	東側	ケース⑨	冬深夜
田野町	530	60	20	*	10	*	560	東側	ケース④	夏12時
安田町	410	70	80	10	*	*	490	東側	ケース④	冬深夜
北川村	220	20	/	*	*	*	230	東側	ケース④	夏12時
馬路村	110	10	/	*	*	*	110	東側	ケース④	夏12時
安芸市	1,700	300	90	10	20	*	1,800	東側	ケース⑤	冬深夜
芸西村	190	30	10	*	*	*	210	陸側	ケース④	夏12時
香南市	1,800	260	160	*	*	*	2,000	陸側	ケース④	冬深夜
香美市	2,000	160	/	10	10	*	2,000	陸側	ケース④	冬深夜
南国市	3,100	200	240	*	20	*	3,400	陸側	ケース④	夏12時
高知市	12,000	1,600	470	40	260	40	13,000	陸側	ケース④	夏12時
大豊町	730	20	/	10	*	*	740	陸側	ケース④	冬深夜
本山町	280	10	/	*	*	*	280	陸側	ケース④	冬深夜
土佐町	280	*	/	*	*	*	280	陸側	ケース④	冬深夜
大川村	30	*	/	*	*	*	30	陸側	ケース④	冬深夜
土佐市	980	100	230	*	*	*	1,200	陸側	ケース⑩	冬深夜
いの町	1,100	70	/	10	*	*	1,100	陸側	ケース④	冬深夜
日高村	220	10	/	*	*	*	220	陸側	ケース④	冬深夜
佐川町	760	50	/	*	*	*	760	陸側	ケース④	冬深夜
越知町	380	10	/	*	10	*	390	陸側	ケース④	冬深夜
仁淀川町	630	*	/	*	*	*	640	陸側	ケース④	夏12時
須崎市	1,000	40	120	*	10	*	1,100	陸側	ケース④	夏12時
中土佐町	720	50	80	*	*	*	810	陸側	ケース⑩	冬深夜
津野町	480	20	/	*	*	*	490	陸側	ケース④	冬深夜
檜原町	290	*	/	*	*	*	290	陸側	ケース④	夏12時
四万十町	1,700	100	20	10	*	*	1,800	陸側	ケース⑩	夏12時
黒潮町	1,100	110	120	10	*	*	1,200	基本	ケース⑤	冬深夜
四万十市	1,300	130	150	10	*	*	1,400	基本	ケース⑩	冬深夜
土佐清水市	1,500	90	120	10	10	*	1,600	西側	ケース④	冬深夜
三原村	180	*	/	*	*	*	180	西側	ケース④	冬深夜
大月町	240	10	40	*	*	*	280	西側	ケース④	冬深夜
宿毛市	500	20	150	*	*	*	650	西側	ケース④	冬深夜

※ *は若干数を表しています。

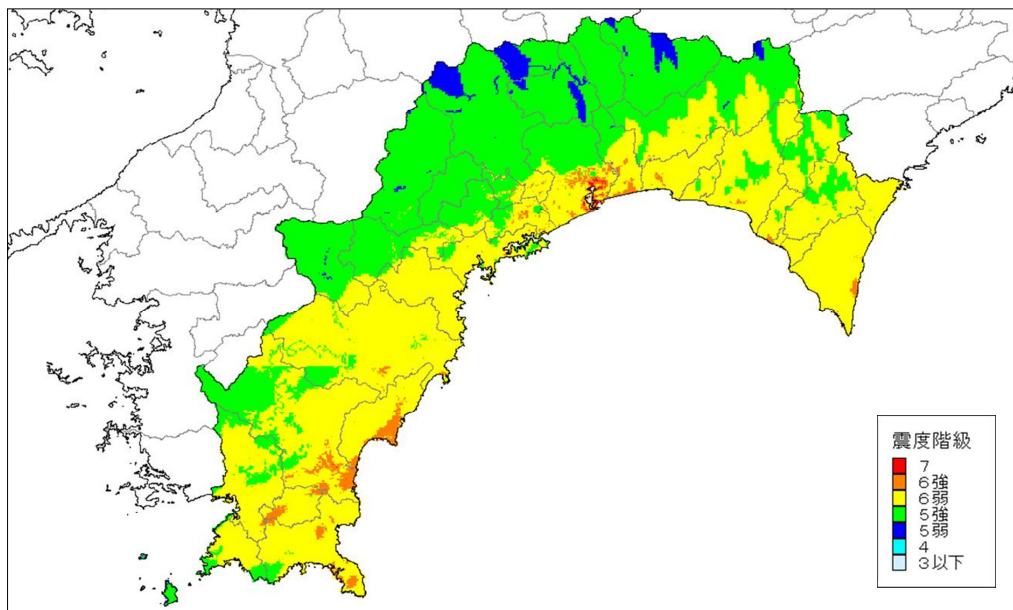
※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1）

（1）震度分布

地震動については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合（M8.4相当）のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計しました。

その結果求められた震度階級の分布は、次のとおりです。

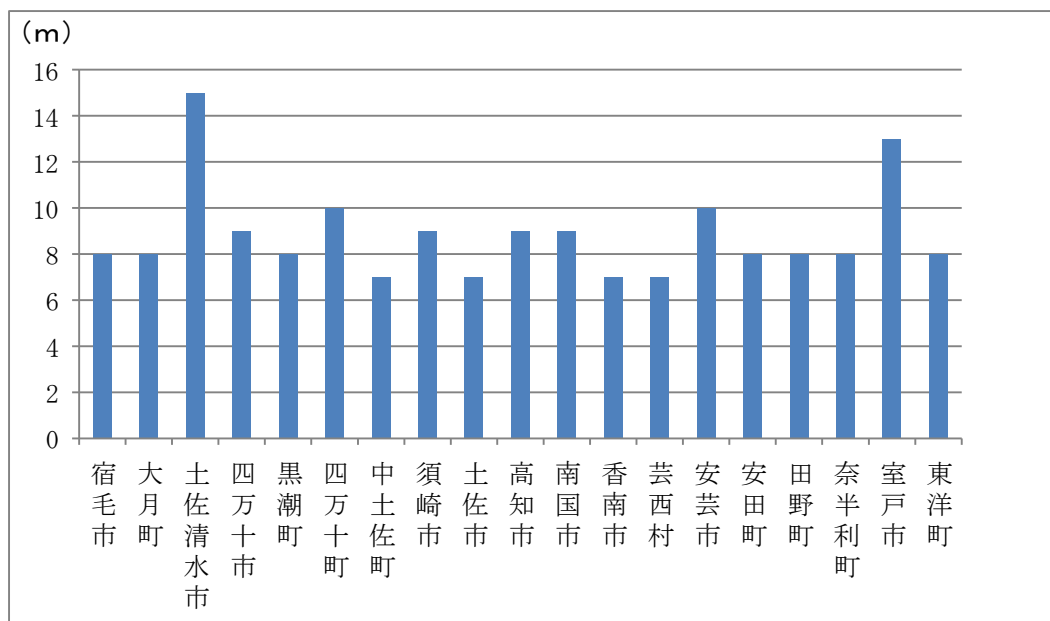


（2）津波

津波については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震クラスの津波のモデルに最新の地形データ等を反映し、10mメッシュ単位で陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計しました。

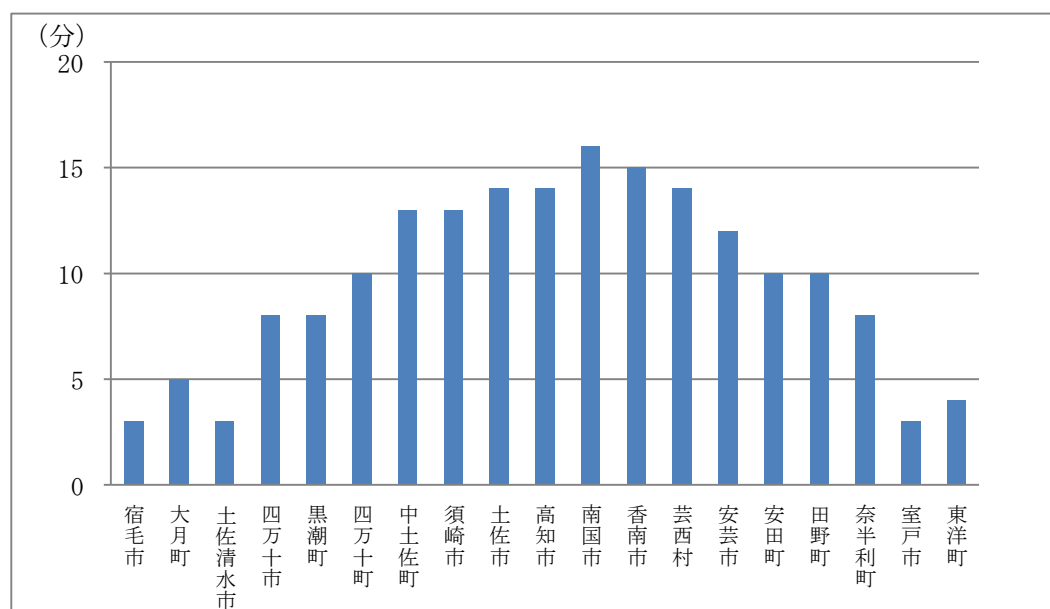
これによって、求められた各市町村の海岸線での最大津波高及び津波到達時間は次のとおりです。

各市町村の海岸線での最大津波高



※ 津波の高さは、満潮時に津波が来るという条件で推計しています。

海岸線への津波（津波高1m）到達時間



※ 津波の到達時間は、各市町村の海岸線において、津波高1mが到達する最短時間です。

(3) 被害想定

想定される地震動や津波から、建物及び人的被害等の想定を行いました。
 主な概要は、次のとおりです。

① 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めました。

また、津波による建物被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深による被害率から求めました。

各市町村における全壊・焼失棟数

(単位：棟)

市町村	被害の要因					合計	最大被災ケース
	液状化	揺れ	急傾斜	津波	火災		季節、時間
東洋町	10	30	*	380	120	530	①、③
室戸市	10	400	*	100	150	650	③
奈半利町	0	70	*	50	120	230	①
田野町	10	120	*	50	*	180	①、②、③
安田町	*	110	*	*	80	190	①
北川村	0	10	*		10	30	①、②、③
馬路村	*	*	*		50	50	③
安芸市	30	270	*	810	240	1,300	①
芸西村	*	*	*	*	0	*	①、②、③
香南市	10	410	*	280	30	740	①
香美市	*	100	*		310	420	②
南国市	20	900	*	10	180	1,100	③
高知市	340	8,100	70	2,200	2,700	13,000	③
大豊町	*	0	*		10	10	③
本山町	0	*	*		0	*	①、②、③
土佐町	0	*	*		0	*	①、②、③
大川村	0	*	*		0	*	①
土佐市	270	330	10	1,400	60	2,100	③
いの町	40	240	10		50	350	①
日高村	10	70	*		10	90	③
佐川町	*	*	*		20	30	③
越知町	*	0	*		330	330	③
仁淀川町	*	*	*		20	20	③
須崎市	50	140	*	3,400	210	3,800	①
中土佐町	30	90	*	880	200	1,200	②
津野町	*	*	*		20	30	②
橋原町	*	*	*		0	*	①、②、③
四万十町	30	270	*	160	50	510	①
黒潮町	10	620	10	550	110	1,300	③
四万十市	140	1,600	30	20	340	2,100	③
土佐清水市	30	620	10	3,800	100	4,500	③
三原村	*	100	*		10	110	①、②、③
大月町	30	30	*	160	40	250	①
宿毛市	10	60	*	2,400	90	2,500	①

※ *は若干数を表しています。

※ 季節、時間については、①は冬深夜、②は夏12時、③は冬18時を表します。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

各市町村における半壊棟数

(単位：棟)

市町村	被害の要因				合計
	液状化	揺れ	急傾斜	津波	
東洋町	30	330	10	570	930
室戸市	30	2,400	30	440	2,900
奈半利町	0	380	*	240	630
田野町	30	580	*	270	880
安田町	*	490	10	20	520
北川村	0	170	*		170
馬路村	0	60	*		60
安芸市	120	1,800	10	1,300	3,200
芸西村	*	70	*	0	70
香南市	70	2,500	10	1,000	3,600
香美市	*	1,500	10		1,500
南国市	130	3,700	10	190	4,100
高知市	1,400	18,000	140	18,000	38,000
大豊町	0	30	*		30
本山町	0	20	*		20
土佐町	0	10	*		10
大川村	0	*	*		*
土佐市	1,000	1,600	20	970	3,600
いの町	160	1,500	40		1,700
日高村	40	340	10		390
佐川町	*	290	*		290
越知町	*	90	*		90
仁淀川町	*	90	*		90
須崎市	230	1,300	30	1,800	3,300
中土佐町	100	800	10	1,300	2,200
津野町	*	180	*		190
梶原町	*	50	*		60
四万十町	100	1,900	20	250	2,300
黒潮町	80	2,300	30	1,100	3,500
四万十市	540	4,100	70	150	4,900
土佐清水市	120	2,300	30	1,500	4,000
三原村	*	420	10		430
大月町	90	360	10	420	880
宿毛市	80	730	10	2,000	2,800

※ *は若干数を表しています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

② 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるものが支配的です。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定しています。

各市町村における死者数

（単位：人）

市町村	被害の要因						合計	最大被災ケース
	建物倒壊	うち屋内 収容物移 動・転倒、 屋内落下 物	津波	急傾斜	火災	ブロック塀 等		季節、時間
東洋町	*	0	350	0	0	0	350	①
室戸市	30	*	150	*	*	0	180	①
奈半利町	*	0	*	0	*	0	10	①
田野町	10	0	*	0	0	0	10	①
安田町	10	0	*	0	*	0	10	①、③
北川村	*	0	/	0	*	0	*	①、③
馬路村	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
安芸市	20	*	200	0	*	0	220	①
芸西村	0	0	*	0	0	0	*	②、③
香南市	30	*	110	0	0	0	140	①
香美市	10	*	/	0	0	0	10	①
南国市	60	*	20	0	*	0	80	①
高知市	520	60	2900	10	20	0	3500	①
大豊町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
本山町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
土佐町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
大川村	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
土佐市	20	*	1100	*	0	0	1200	①
いの町	20	*	/	*	0	0	20	①、③
日高村	10	0	/	0	0	0	10	①
佐川町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
越知町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
仁淀川町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
須崎市	10	*	1400	0	*	0	1400	③
中土佐町	10	0	320	0	0	0	330	①
津野町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
禰原町	0	0	/	0	0	0	0	①、②、③
四万十町	20	*	70	0	0	0	80	①
黒潮町	40	*	280	*	*	0	330	①
四万十市	100	10	10	*	*	0	120	①
土佐清水市	40	*	1400	*	*	0	1400	①
三原村	10	0	/	0	0	0	10	①
大月町	*	0	140	0	0	0	150	①
宿毛市	*	*	1600	0	0	0	1600	①

※ *は若干数を表しています。

※ 季節、時間については、①は冬深夜、②は夏12時、③は冬18時を表しています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

各市町村における負傷者数

(単位：人)

市町村	被害の要因						合計	最大被災ケース
	建物倒壊	うち屋内 収容物移動・転倒、 屋内落下物	津波	急傾斜	火災	ブロック塀 等		季節、時間
東洋町	60	*	80	0	*	0	140	①
室戸市	510	20	90	*	*	0	610	①
奈半利町	80	10	*	0	*	0	90	①
田野町	130	10	0	0	0	0	130	①
安田町	120	10	10	0	*	0	130	①
北川村	30	*		0	0	0	30	①
馬路村	10	*		0	0	0	10	①
安芸市	380	30	100	0	10	0	490	①
芸西村	20	*	0	0	0	0	20	①
香南市	560	40	50	0	*	0	610	①
香美市	290	20		0	10	0	290	①
南国市	930	70	30	0	*	0	960	①
高知市	6000	760	290	10	60	10	6400	②
大豊町	10	*		0	0	0	10	①
本山町	*	*		0	0	0	*	①、②、③
土佐町	*	*		0	0	0	*	①、②、③
大川村	0	0		0	0	0	0	①、②、③
土佐市	400	30	70	*	0	0	470	①
いの町	340	30		*	*	0	340	①
日高村	80	10		0	0	0	80	①
佐川町	60	10		0	0	0	60	①
越知町	10	*		0	10	0	20	③
仁淀川町	30	*		0	0	0	30	②
須崎市	460	20	180	0	*	0	650	②
中土佐町	160	10	220	0	*	0	380	①
津野町	30	*		0	0	0	30	①
橋原町	10	*		0	0	0	10	①、②
四万十町	430	20	20	0	*	0	450	①
黒潮町	540	30	170	*	*	0	700	①
四万十市	1100	120	20	*	*	0	1100	①
土佐清水市	540	40	170	*	*	0	710	①
三原村	100	*		0	0	0	100	①
大月町	70	10	70	0	*	0	140	①
宿毛市	150	20	160	0	*	0	320	①

※ *は若干数を表しています。

※ 季節、時間については、①は冬深夜、②は夏12時、③は冬18時を表しています。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

第3節 最大クラスの津波による浸水予測の概要

防災関係機関の地震及び津波対策だけでなく、住民や自主防災組織等が行う自助や共助の取り組みを促進することを主な目的として、津波の陸域への遡上を考慮し、南海トラフ地震の震度分布や津波浸水予測（平成24年12月）を実施しました。

1 解析条件

津波浸水予測計算に必要なとなる津波遡上計算の主な解析条件は、次のとおりです。

(1) 津波断層モデル

- ① 内閣府モデルにおける11ケースの津波断層モデルのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生する6ケースを設定しています。

(2) 初期潮位

- ① 本県の海岸線での朔望平均満潮位（平成14年～23年の平均値）（※1）に設定しています。

(3) 河川の水位

- ① 平水流量（※2）による水位又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位で設定しています。

(4) 地盤高の取扱い

- ① 海域は地盤の隆起・沈降を考慮しています。
- ② 陸域は、より厳しい条件下で津波避難を検討する必要があることから、隆起は考慮せず、沈降のみを考慮しています。

(5) 各種構造物の取扱い

- ① 土で築造された堤防は、堤防高を地震前の25%の高さで設定しています。津波が越流し始めた時点で「なし」と設定しています。
- ② コンクリート製の堤防は「なし」と設定しています。
- ③ 防波堤は「なし」と設定しています。

※1 朔望平均満潮位とは、朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値を表しています（T.P.O.92～1.08m）。

※2 平水流量とは、1年を通じて185日はこれを下回らない流量を表しています。

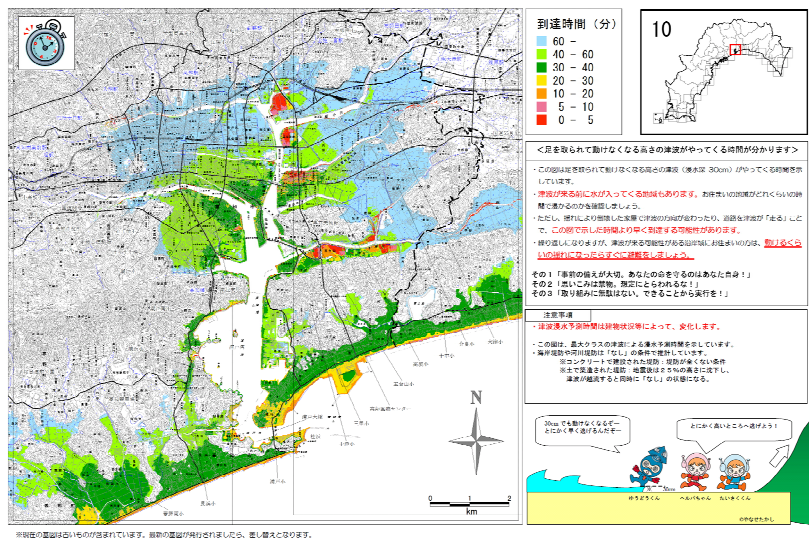
2 津波浸水の予測結果の表し方

「津波浸水予測時間図」、「津波浸水予測図」、「津波浸水深時間変化図」、「津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図」の4種類の図で表しています。

【高知市の例】

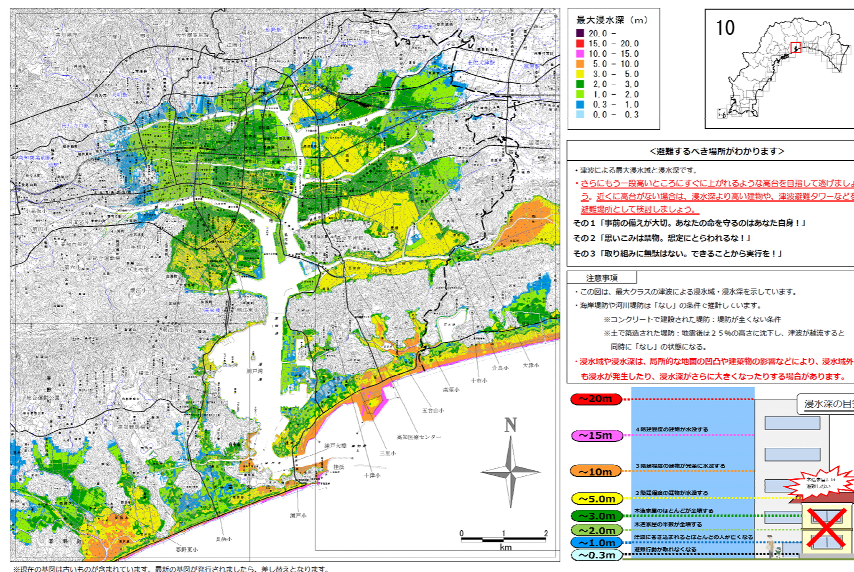
(1) 津波浸水予測時間図

- ① 足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深30cm）が襲来する時間を表しています。



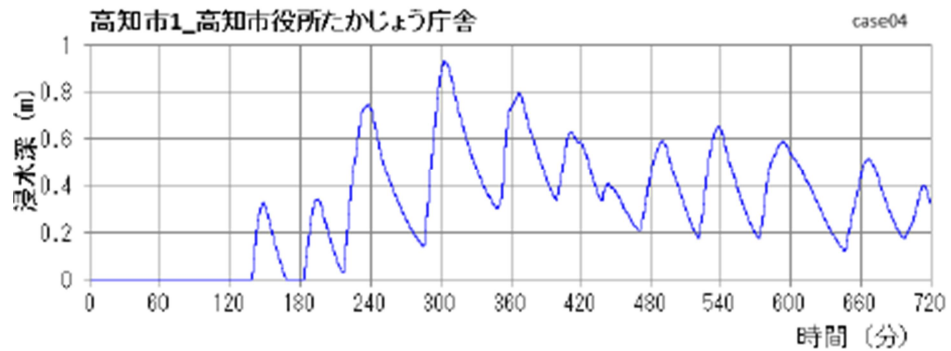
(2) 津波浸水予測図

- ① 内閣府モデルにおける11ケースの津波断層モデルのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生する6ケースを重ね合わせた津波による浸水域・浸水深を示しています。



(3) 津波浸水深時間変化図

- ① 内閣府モデルにおける11ケースの津波断層モデルのうち、出力した地点で最大の浸水深となるケースについて、地震発生後の時間経過とともに、津波浸水深がどのように変化するかグラフで表しています。



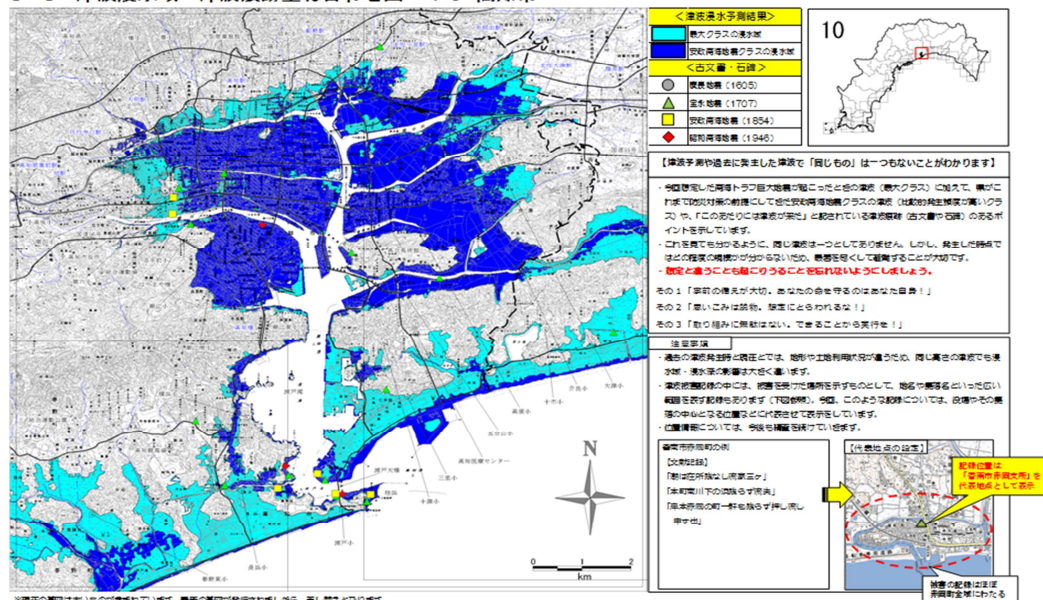
※ 津波計算結果は時間を追って精度が低くなるため、浸水深の想定結果には、幅があります。

※ 採用するケースによっては、より津波到達時間が早い場合があります。

(4) 津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図

- ① 最大クラスの津波による浸水域に、発生頻度の高い一定程度の津波による浸水域を重ね合わせて表示するとともに、ボーリング調査や古文書等で津波痕跡を確認したポイントを示しています。

6-6 津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図 10 高知市



第4節 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。

なお、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合でも南海トラフ地震が発生しない場合があることや、平時においても南海トラフ地震発生の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないこと等にも留意が必要です。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、モーメントマグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のモーメントマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

第5節 海外等の遠隔地で発生した地震による被害

- 1 昭和35年のチリ地震津波では、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生しました。
- 2 平成22年チリ中部沿岸の地震による津波でも、日本各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約1.3mの津波を観測しました。
- 3 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波は、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約2.8mの津波を観測するなどしました。

第3章 高知県防災会議

高知県防災会議の所掌事務等について定めます。

第1節 設置及び所掌事務

- 1 災害対策基本法の規定に基づき、高知県防災会議を設置し、その所掌事務を定めます。
- 2 所掌事務は次のとおりです。
 - (1) 高知県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
 - (2) 知事の諮問に応じて、県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること
 - (4) 県の地域に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、県、市町村及び防災関係機関の連絡調整を図ること
 - (5) (1)～(4)までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2節 組織及び運営

高知県防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法及び高知県防災会議条例、高知県防災会議運営要綱の定めるところによります。

第4章 防災関係機関

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携、協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行します。

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図るとともに、職員の地震及び津波に関する正しい知識と行動の修得に努めます。また、防災業務の実施に関して次の責務を負います。

1 県

- (1) 法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。
- (2) 南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織（高知県南海トラフ地震対策推進本部）を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図ります。
- (3) 被災により市町村が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を市町村に代わって行います。
また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築します。

2 市町村

- (1) 一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その市町村の地域にかかる市町村地域防災計画を作成して防災活動を実施します。
また、市町村地域防災計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や要配慮者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めます。

3 指定地方行政機関

- (1) 所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実

施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行います。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

第2節 公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者の責務

農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体及び石油等危険物保管施設、津波避難場所として適当な空間を有する施設等の防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとします。

1 地方公共団体

機関名	処理すべき事務又は業務
<p style="text-align: center;">県</p> <p>(警察含む)</p>	<p>高知県の地域に係る以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、防災教育及び訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市町村が実施すべき避難の指示及び避難所の開設の代行 (9) 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施
<p style="text-align: center;">市町村</p> <p>(消防含む)</p>	<p>各市町村の地域に係る以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、防災教育及び訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成、その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示及び避難所の開設 (9) 消防、水防その他応急措置 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の保健衛生及び応急教育 (14) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 (15) 災害復旧・復興の実施

2 指定地方行政機関

<p>中国四国管区 警 察 局 四国警察支局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 (2) 他管区警察局及び警察庁との連携 (3) 管区内防災関係機関との連携 (4) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の確保及び統制 (6) 警察災害派遣隊の運用 (7) 管区内各県警察への津波警報等の伝達
<p>四国行政評価 支局高知行政 監視行政相談 センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設
<p>四 国 総 合 通 信 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知地区非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
<p>四 国 財 務 局 高知財務事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 <ul style="list-style-type: none"> ① 預貯金の払戻及び中途解約 ② 手形交換、休日営業等の配慮 ③ 応急資金にかかる融資相談 ④ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤ その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付け (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
<p>四国厚生支局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
<p>高 知 労 働 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指

高知労働局	<p>導</p> <ul style="list-style-type: none"> (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払い (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定 (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導 (7) 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山に関する事業の実施 (2) 保安林（国有林）の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部 四国支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾、海岸、空港の災害応急対策

四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (8) 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び排出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援 (12) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四国運輸局 高知運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における自動車による輸送のあっせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あっせん
大阪航空局 高知空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 (2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
国土地理院 四国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 (3) 地理情報システム活用の支援・協力 (4) 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 (5) 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 (6) 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
高知地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
高知海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 (6) 海上における流出油事故に関する防除措置 (7) 船舶交通の制限、禁止及び整理、指導 (8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限、禁止及び荷役の中止 (9) 海上治安の維持 (10) 海上における特異事象の調査
中国四国地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること

中国四国 防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連携調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整
-------------	--

3 自衛隊

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力
- (3) 災害派遣の実施
(被害状況の把握、避難の援助、避難者等の搜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)
- (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

4 指定公共機関

NTT西日本(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保及び気象予警報の伝達
(株)NTTドコモ四国 KDDI (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 逡信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日 本 銀 行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施
日本赤十字社	(1) 災害時における医療救護活動及び助産 (2) こころのケア (3) 死体の処理 (4) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (5) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (6) 被災者に対する救援物資の配布 (7) 義援金の募集受付 (8) 防災ボランティア活動体制の整備
日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速 道路(株)	(1) 管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客 鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給

5 指定地方公共機関

四国ガス(株) (一社)高知県 LPガス協会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさん テレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 県民に対する防災知識の普及 (4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお 鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん 交通(株) (一社)高知県 バス協会	(1) 災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県 トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県 医師会	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県 建設業協会	(1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(公財)高知県 消防協会	(1) 防災及び防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養、訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力
(公社)高知県 看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(社福)高知県 社会福祉 協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材確保への協力 (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 (5) 高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局の運営
(株)高知新聞社	(1) 県民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供

<p>(一社) 高知県 歯科医師会</p>	<p>(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動</p>
<p>(公社) 高知県 薬剤師会</p>	<p>(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活動</p>

第5章 住民及び事業者の責務

住民及び事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災活動の推進に努めます。

第1節 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平時から地震に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力など、防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとします。

第2節 事業者

事業者は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直しなどの事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとします。

1 地震時に果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献及び地域との共生

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定めます。

第1節 整備計画

南海トラフ地震から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び南海トラフ地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図るものとします。

- 1 避難場所
- 2 避難経路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動を確保するための道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設
- 6 共同溝等
- 7 地震防災上改築又は補強を要する医療機関
- 8 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- 9 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
- 10 地震防災上改築又は補強を要する公立の特別支援学校
- 11 7から10まで掲げるもののほか、地震防災上補強を要する公的建造物
- 12 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 13 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- 14 地域防災拠点施設
- 15 防災行政無線設備
- 16 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- 17 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 18 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2編 災害予防対策

第1章 地震及び津波に強い県づくり

地震及び津波災害に強い県土の整備・まちづくりと安全の確保について基本的な方向を示します。

第1節 基本的な考え方

- 1 地震に強い県づくりを行うために、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等についての耐震性の確保を行います。

(防災関係機関)

- 2 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進します。

なお、安全が確保できる施設の整備に時間を要するなど、整備が完了するまでの間においては、最大クラスの津波に対する安全性が十分に確保できていない施設であっても、少しでも命が助かる確率を高めるために、同施設の抱える課題を地域住民等に周知したうえで確保に努めます。

また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、住民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進めます。

(国、県、市町村)

第2節 地震及び津波に強いまちづくり

地震及び津波に強いまちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとします。

1 地震及び津波に強い市街地の形成

- (1) まちの形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮します。

(県、市町村)

- (2) 津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

(県、市町村)

- (3) 津波により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設、住居等について津波の危険を事前に回避するため、計画的に安全な場所へ移転する等、対策の推進に努めます。

(県、市町村)

- (4) 市町村が津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成する際には、支援を行います。

(県)

- (5) 庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期するものとします。

(県、市町村、消防機関、警察)

- (6) 地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の防災拠点や避難地としての機能を確保します。

(県、市町村)

2 建築物の安全確保 (詳細は第5編「具体的な取り組み」を参照)

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとします。

(県、市町村)

- (2) 個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図ります。

(県、市町村)

3 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

- (1) 電気、ガス、上下水道、通信、放送等の各ライフライン事業者は、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化、老朽化対策、多重化・分散化等を行い、設備の機能の確保を進めるとともに、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとします。

(ライフライン事業者)

- (2) 災害応急対策活動や重要施設の業務継続のため、水、燃料、電力・ガスを臨時に優先して供給すべき施設及び通信を臨時に優先して確保すべき施設をあらかじめ抽出の上、国、県、市町村、事業者間で共有するものとします。

(国、県、市町村、ライフライン事業者、インフラ事業者)

- (3) 各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄、自動車へのこまめな満タン給油を推進す

るものとしします。

(県、市町村、住民)

- (4) 災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能が確保されるよう災害対応訓練を実施します。

(県、市町村、事業者)

- (5) 市町村は、住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めます。

(市町村)

4 交通及び通信施設の機能強化

- (1) 道路、鉄道、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通、通信施設等については、各施設の耐震化、代替路を確保するための道路のネットワークの整備、施設や機能の代替性の確保、各交通、通信施設間の連携の強化により輸送、通信手段の確保に努めます。

(防災関係機関)

- (2) 発災後の緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化や無電柱化、法面・盛土対策を促進します。

(国、県、市町村)

- (3) 道路における防災拠点機能の強化を図るため、道の駅における防災対策を促進します。

(国、県、市町村)

第3節 防災知識を深めるための取り組み

地震及び津波による被害の軽減のためには、想定される地震や津波をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要です。

このため、防災関係機関をはじめ、住民の一人ひとりが地震及び津波に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取り組みを進めます。

1 防災関係者の研修

- (1) 職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図ります。

(防災関係機関)

2 防災教育・広報の実施

- (1) ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災等の教訓や被害の状況、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、住民等が津波からの避難指示等が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施します。
(防災関係機関)
- (2) 実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ります。
(県、市町村)
- (3) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努めます。
(県、市町村)
- (4) 自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮します。
(県、市町村)
- (5) 住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めます。
(県、市町村)
- (6) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう努めます。
(県、市町村)

3 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、津波痕跡調査結果や映像を含めた各種資料を広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めます。
(県、市町村)
- (2) 災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。
(県、市町村)
- (3) 県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、語り部活動や家

庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めます。

(県、市町村、住民)

4 危険物を有する施設等における防災研修

(1) 危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。

(消防機関)

第4節 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関は、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び住民と協力して、少なくとも年1回以上実施します。

また、南海トラフ地震対策特別措置法の対策計画（以下「対策計画」という。第2編第2章第2節3を参照）を策定した事業所は、津波避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとします。

訓練後には、地域防災計画や津波避難計画、対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。

1 防災訓練は、次の訓練を実施することとし、県は、市町村が自主防災組織等の参加を得て行う訓練や、対策計画に基づき事業所が行う津波避難訓練等に対して必要な助言と支援を行うものとします。

(1) 初動体制の確立訓練

① 地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

(2) 現地訓練

① 地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現地訓練を実施します。

この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施します。

(3) 情報収集・伝達等に関する訓練

① 情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

② 各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めます。

(4) 図上訓練

① 様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練

を関係機関と連携し、実施します。

(5) 広域訓練

- ① 他県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施します。
(県、市町村)

(6) 要配慮者等へ配慮した訓練

- ① 住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者などの要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の様々な視点に十分配慮するよう努めます。

加えて、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めます。

(県、市町村、自主防災組織等)

(7) 遺体の検案等に関する訓練

- ① 大規模災害における遺体の検視、死体調査、身元確認について、関係機関と訓練を実施することにより連携体制を強化します。

(県)

- ② 市町村、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意します。また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他県等との連携を図ることに努めます。

- ③ 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めます。

第5節 自主的な防災活動への支援（一般対策編第2編第2章第3節を参照）

南海トラフ地震が発生すると、大きな揺れに続き津波が沿岸部を襲います。生命を守るためには、住民が自ら身を守る行動をしていただくとともに、地域での支え合いや助け合いが重要となります。

そのため、地域での自主的な防災活動への支援を行います。

第6節 事業所による自主防災体制の整備（一般対策編第2編第2章第4節を参照）

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。

(市町村、消防本部等、事業者)

事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図る

よう努めるものとしします。

第7節 自発的な支援を受け入れるための環境整備・連携体制の強化（一般対策編第2編第2章第7節を参照）

大規模災害時には、ボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなるため、こうした支援がスムーズに行われるための環境整備・連携体制の強化を進めます。

第8節 情報の収集・伝達体制（一般対策編第2編第4章第2節を参照）

地震発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えるとともに、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平時から情報の収集、伝達体制の確立や施設の整備に努めます。

第2章 予防対策の推進

各分野ごとにおける予防対策の方向性について明らかにします。
ここで示された方向性に基づき、具体的な予防対策を計画的に実施することが必要となります。
このため、被害の大幅な軽減につながる対策については、地震防災戦略（平成17年3月中央防災会議決定）の趣旨を踏まえ、地域目標（達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等）を策定し、対策を推進します。

第1節 火災予防対策（一般対策編第2編第1章第9節を参照）

地域や職場における消火及び避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。
また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。
さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。

1 消防力の強化

- (1) 消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めます。

第2節 津波災害予防対策（第5編「具体的な取り組み」を参照）

津波から生命を守るため、津波避難計画づくりやこれに基づく避難経路、津波避難場所の整備といった「逃げる」ための対策を進めます。
また、発生頻度の高い一定程度の津波については「防ぎ」、最大クラスの津波に対しては「避難時間を稼ぐ」ための対策を進めます。

1 市町村津波避難計画

- (1) 高知県津波避難計画策定指針（津波からの避難方法の選択に係るガイドライン）や津波浸水予測などに基づき、具体的な津波避難計画を作成します。
なお、計画策定の際には、次の項目を基本に検討を進めます。
（市町村）
- ①避難対象地域の設定
 - ②津波避難場所及び避難経路等の設定
 - ③避難に必要な情報等の収集や伝達
 - ④緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令基準

- ⑤要配慮者等の避難対策
 - ⑥避難訓練の実施や啓発活動
 - ⑦その他必要事項
- (2) 津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路などを示した津波ハザードマップを整備します。
(市町村)
- (3) 市町村の計画作成の支援を行います。
(県)

2 地域津波避難計画

- (1) 市町村津波避難計画や津波ハザードマップなどを参考に、住民自ら、要配慮者対策も含めた地域ごとのより詳細な津波からの避難方法等を定めた地域津波避難計画を作成します。
(住民)
- (2) 市町村は、住民の計画作成の支援を行います。
(市町村)

3 事業者の津波避難計画

- (1) 南海トラフ地震対策特別措置法の規定により推進地域に指定された地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成します。
(事業者)

4 避難促進施設の避難確保計画

- (1) 市町村は、津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（避難促進施設）で当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に記載します。
(市町村)
- (2) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとします。また、計画に基づく避難訓練を実施し、市

町村長に報告するものとします。

(避難促進施設の所有者等)

- (3) 市町村は、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行います。

(市町村)

5 消防機関等の活動

- (1) 住民の津波からの円滑な避難の確保等のために消防機関及び水防団が講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとします。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
(市町村、消防機関)
- ② 津波からの避難誘導
(市町村、消防機関)
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
(市町村、消防機関)
- ④ 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立
(市町村、消防機関)
- ⑤ 緊急消防援助隊等応援部隊の受け入れ
(県、市町村、消防機関)

- (2) 消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図ります。

(県、市町村、消防機関)

6 交通対策

- (1) 道路

- ① 津波のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ、計画し周知するものとします。

(警察)

- (2) 海上及び航空

- ① 海上交通の安全を確保するために、必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講ずるものとします。

(高知海上保安部、港湾管理者)

- ② 津波のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど、安全確保対策をとるものとします。

(空港管理者)

(3) 鉄道

- ① 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止など、その他運行上の措置を講ずるものとします。

(鉄道事業者)

(4) 乗客等の避難誘導

- ① 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めることとします。

(一般旅客運送事業者)

7 港湾・漁港内での安全の確保対策

(1) 防災知識の普及、啓発

- ① 港湾・漁港の船舶関係者に津波に関する知識の普及、啓発を行います。

(海上保安部、港湾・漁港管理者)

(2) 港湾・漁港施設及び危険物の安全管理

- ① 危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行います。

(海上保安部、港湾・漁港管理者)

第3節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの地震及び津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図ります。

1 講習会、研修会等の実施

- (1) 関係団体と協力して講習会、研修会等を実施します。

(県、消防本部等)

2 防災訓練の実施

- (1) 施設管理者、市町村、消防機関等が連携し、防災訓練を実施します。

(施設管理者、県、市町村、消防機関)

3 危険物施設等の安全確保

- (1) 発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設等、地震及び津波災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。

(消防機関)

- (2) 石油等の危険物を貯蔵する施設及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設等については、調査や検査を実施し、地震及び最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、施設の耐震性の確保、護岸等の耐震性・耐津波性能の向上及び防災訓練の積極的实施等の促進を図ります。

(県、消防機関、施設管理者)

第4節 建築物等災害予防対策（第5編「具体的な取り組み」を参照）

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図ります。

1 建築物等の耐震性の向上

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。

(県、市町村)

- (2) 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援をします。

(県、市町村)

2 家具等の転倒防止

- (1) 地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。

(県、市町村)

3 外装タイル等の落下やブロック塀等の倒壊防止

- (1) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を図ります。

(県、市町村)

4 文化財の耐震対策

- (1) 文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努めます。
(県、市町村)

5 地震保険の加入促進

- (1) 地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行います。
(県、市町村)

第5節 地盤災害等予防対策

地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施します。

1 地すべり対策

- (1) 土砂災害のおそれのある箇所に対して、地すべり防止施設の整備を図ります。
また、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。
(国、県)

2 急傾斜地崩壊対策

- (1) 地震による崩落等の危険がある崖地の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めるとともに、崩壊対策事業を推進します。
また、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。
(県、市町村)

3 大規模盛土造成地

- (1) 大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マップ」を公表し、周知を図ります。
(県、市町村)

4 土石流対策

- (1) 土砂災害のおそれのある箇所に対して砂防設備の整備を図ります。
また、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。
(国、県)

5 ため池崩壊対策

- (1) 地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図ります。
(県、市町村)

6 液状化対策

- (1) 液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川、海岸堤防等の液状化対策の推進を図ります。
また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努めます。
(県、市町村)

第6節 公共土木施設等の災害予防対策

地震及び津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するため機能の確保を図ります。

1 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、地震防災緊急事業五箇年計画（第1編第7章を参照）を中心に整備を図っています。
なお、整備に当たっては、特に、次の点に留意するとともに施設の維持管理を適正に行います。

(1) 河川、ダム管理施設対策

- ① 河川堤防、ダムの耐震対策
(施設管理者)

- ② 津波を防ぐ水門等の開口部の閉鎖
(施設管理者)

ア 排水機場の耐水対策及び水門の自動閉鎖化

- イ 陸閘等の常時閉鎖
- (2) 道路施設対策
 - ① 津波から避難するための道路の安全性の確保
(施設管理者)
 - ② 応急対策上重要な道路の橋梁の安全性の確保
(施設管理者)
 - ③ 高速道路等の高所を通る道路の津波避難場所としての活用
(施設管理者)
- (3) 海岸保全施設対策
 - ① 海岸堤防の耐震対策・嵩上げ
(施設管理者)
 - ② 津波を防ぐ水門等の開口部の閉鎖
(施設管理者)
 - ア 排水機場の耐水対策及び水門及び陸閘の機械化
 - イ 陸閘等の常時閉鎖
- (4) 港湾施設対策
 - ① 津波防波堤の整備や粘り強い化
(国、施設管理者)
 - ② 防災拠点港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保
(施設管理者)
 - ア 耐震強化岸壁及び防災緑地の整備
 - イ 移動式耐震係留施設（ミニフロート）の維持・管理
- (5) 漁港施設対策
 - ① 防災拠点漁港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保
(施設管理者)
 - ア 耐震強化岸壁等の整備
 - ② 津波による浸水被害が想定される漁村における、避難経路及び避難場所の確保
(施設管理者)
- (6) 空港施設対策
 - ① 地震及び津波に対する管制塔及び空港保安施設の安全性の確保
(施設管理者)
- (7) 鉄道施設対策
 - ① 地震に対する安全性の確保
(施設管理者)
 - ② 津波に対する安全性の確保及び津波避難場所としての活用

(施設管理者)

(8) 都市公園施設対策

- ① 地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保
(施設管理者)

(9) 農業用施設対策

- ① 地震による破損等により大きな被害をもたらすおそれのあるため池の
安全性の確保
(施設管理者)

2 ライフライン等の対策

地震及び津波に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図ります。(一般対策編第2編第1章第8節を参照)

特に、次の事項に留意するとともに、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとします。

(1) 水道

① 共通

ア 津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとします。

(県、市町村)

② 上水道、工業用水道

ア 緊急的な給水体制の整備を図ります。

(県、市町村)

③ 下水道

ア 下水道施設対策を図ります。

(県、市町村)

(2) 電力

① 緊急的な電力供給体制の整備を図ります。

(四国電力(株)及び四国電力送配電(株))

② 災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の収集や電力供給に関する事前検討等を実施するものとします。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとします。四国電力(株)及び四国電力送配電(株)が上記以外に行う措置は、別に定めるものとします。

(県、市町村、四国電力(株)及び四国電力送配電(株))

(3) ガス

① 津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のため

の利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとします。四国ガス（株）及び（一社）高知県LPガス協会が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

（県、市町村、消防機関、四国ガス（株）、（一社）高知県LPガス協会）

（４）通信

① 緊急的な通信体制の整備を図ります。

（通信事業者）

② 津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施します。通信事業者が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

（県、市町村、NTT西日本（株）等通信事業者）

（５）放送

① 緊急的な放送体制の整備を図ります。

（日本放送協会、（株）高知放送、（株）テレビ高知、高知さんさんテレビ（株）、（株）エフエム高知）

② 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア 日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

イ （株）高知放送、（株）テレビ高知、高知さんさんテレビ（株）、（株）エフエム高知が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

3 県が管理等を行う施設等に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保や津波からの防護及び円滑な避難の確保を図ります。

（１）不特定多数の者が出入りする施設

① 県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとします。

ア 各施設に共通する事項

○津波警報等の入場者等への伝達

○入場者等の安全確保のための退避等の措置

○施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

○出火防止措置

○水、食料等の備蓄

○消防用設備の点検、整備

○非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレ

ビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、津波からの避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等に対する措置
- 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、上記アに掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとします。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ② 南海トラフ地震対策特別措置法の規定に基づき、市町村の推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。
- ③ 県は、市町村が行う屋内避難等に使用する建物の選定について、県有施設の活用等に協力するものとします。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

- ① 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとします。

第7節 緊急輸送活動対策（一般対策編第2編第5章第3節を参照）

緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図ります。

第8節 避難対策

地震発生後の火災や津波、さらには二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進めるとともに、避難経路や避難場所、また、避難場所と避難所の違いなどについて、広報紙や防災マップなどにより、周知徹底に努めます。

1 一時的な避難

(1) 避難経路、避難場所の整備とともに誘導案内等の標識及び誘導灯を整備します。

(県、市町村)

(2) 津波からの避難については、徒歩によることを原則とし、周知を行います。(高知県津波避難計画策定指針(津波からの避難方法の選択に係るガイドライン)参照)

ただし、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難できる対策をあらかじめ検討します。

(県、市町村)

(3) 保育所、幼稚園、学校等が保護者との間で、災害発生後、児童生徒等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めるよう促します。

(県、市町村)

(4) 小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、幼稚園等の施設との連絡及び連携体制の構築に努めるものとします。

(市町村)

2 長期的な避難

(1) 一定期間の避難生活ができる避難所の確保に努めます。

(市町村)

(2) 協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めます。

(市町村)

- (3) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めます。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めます。
(市町村)
- (4) 国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めます。
(県、市町村)
- (5) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めます。
(市町村)
- (6) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとします。
(市町村)
- (7) 避難所の耐震化、必要な物資や資機材の整備等を図ります。
(市町村)
- (8) 要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮した物資や資機材の整備を図ります。
(市町村)
- (9) 住民に対し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めます。
(市町村)
- (10) 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。
(県、市町村)
- (11) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めます。
- (12) 災害時に使用できるシャワー設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設の間の送迎のためのマイクロバス等の確保等、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を図ります。また、仮設浴場の設置、訪問入浴事業者の手配、水循環型シャワー等の新技術の活用等の検討等、多様な方法により災害時における入浴機会の確保を図ります。
- (13) 再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システム

の導入に努めます。

3 広域避難

- (1) 避難所として指定する際に併せて広域一時滞在の活用を含め、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。
(市町村)
- (2) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めます。
(県、市町村)
- (3) 市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行います。
(県、市町村)

4 応急仮設住宅等

- (1) 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備します。
(県、市町村)
- (2) 災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努めます。
(県、市町村)
- (3) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとします。
(県、市町村)
- (4) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めます。
(県、市町村)

第9節 防災活動体制の整備

初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図ります。

1 初動体制の整備

- (1) 参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図ります。
- (2) 実践的な初動体制確立の訓練を実施します。

2 防災関係機関相互の連携体制の整備

- (1) 地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取り組みを実施します。

3 受援体制の強化

- (1) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めます。
- (2) 市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めます。
- (3) 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強化体制についてあらかじめ十分調整を行います。
- (4) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整を行います。
- (5) 備蓄する食料や資機材などの広域的な調達体制を整備します。

4 民間事業者との連携体制の整備

- (1) 平時から、民間事業者等と協定を締結するなど、連携強化を進め、災害時に各民間事業者等が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めます。特に、災害時に各民間事業者等と迅速に連携を行うために、地方防災会議を構成する関係者等と、災害時等に担うべき役割や連携体制の構築などの認識を共有し、この連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させ、協定の締結などによる連携強化に努めます。

(県、市町村)

- (2) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するよう努めます。また、協定締結などの連携強化にあたっては、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとします。

○被災情報の整理、支援物資の管理等

(県、市町村)

- (3) 市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて、適切に助言するよう努めます。

(県)

5 多様な主体との連携強化

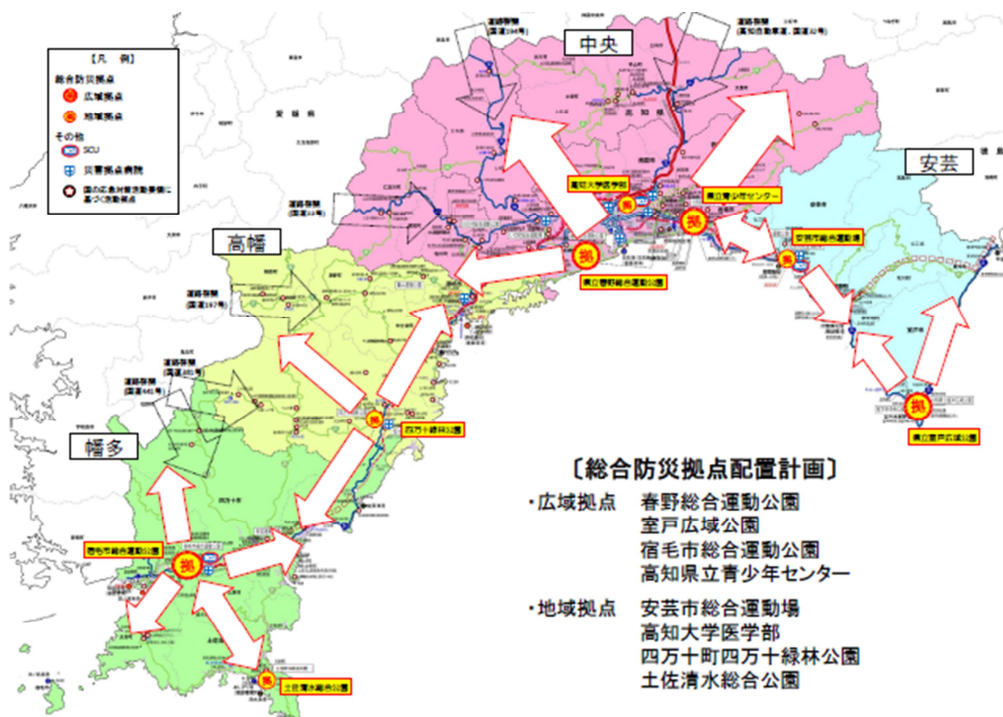
- (1) 県、市町村、事業者等は、所管する施設における事前対策及び災害応急対策に当たって、災害時に発生する事象、施設の機能、関連する施設における事業形態・耐障害性・相互依存や関係性等を認識した上で、連携した対策を図ります。
- (2) 人的・物的資源の不足を軽減するため、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、事業者・NPO法人・ボランティア等の参加による地域貢献、行政と事業者又は事業者同士での協定の締結や登録制度等、多様な主体の地域との連携・協力体制を構築し、総力を挙げた事前防災及び災害対応を推進します。
- (3) 平時における各主体間の連携を構築した上で、地域における訓練等の場を通じて住民への周知を図るとともに、災害時に連携体制が効果的に機能できるような仕組みづくりを検討します。

6 総合防災拠点の整備

(県)

- (1) 県内8箇所の施設に総合防災拠点としての機能を持たせるための設備の整備を進めます。
- (2) 総合防災拠点は、広域拠点とそれを補完する地域拠点で構成します。
- ① 広域拠点
- ア 春野総合運動公園
 - イ 室戸広域公園
 - ウ 宿毛市総合運動公園
 - エ 高知県立青少年センター
- ② 地域拠点
- ア 安芸市総合運動場
 - イ 高知大学医学部
 - ウ 四万十町四万十緑林公園
 - エ 土佐清水総合公園
- (3) 総合防災拠点の機能については、次のとおりとします。
- ① 全ての拠点に必要な機能
- ア 災害対策本部等との連絡調整機能

- イ 情報通信機能
- ウ ヘリポート機能
- ② 一部の拠点に追加される機能
 - ア 応急救助機関のベースキャンプ機能
 - イ 医療救護活動の支援機能
 - ウ 支援物資等の集積及び仕分け機能
 - エ 物資等の備蓄機能



7 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）

(1) 大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害等の他の災害や様々な感染症等による複合的な影響が生じ得ることが考えられるため、それぞれの災害ごとの対策等の充実を図るとともに、複合災害の検討に当たっては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮した対策を図ります。

(防災関係機関)

(2) 感染症の対策については、関係機関が連携して、平時からの感染症への

対応を住民に周知・徹底するとともに、ライフライン、インフラの早期復旧や避難施設の環境改善等を検討します。

(防災関係機関)

- (3) 複合災害は、想定され得る条件が多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本であることから、対応の検討に当たっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮するものとします。

(防災関係機関)

第10節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図ります。

- (1) 3日分以上の飲料水、食料の個人備蓄、自動車へのこまめな満タン給油を推進します。
(県、市町村)
- (2) 避難所や総合防災拠点等への飲料水、食料等の必要物資の備蓄を進めるとともに、避難所での井戸水の活用等の自活対策も推進します。
(県、市町村)
- (3) 民間事業者との協定締結等を進め、緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図ります。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。
(県、市町村)
- (4) 県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努めます。
(県)
- (5) 交通途絶を想定し、分散備蓄を進めます。
(県、市町村)
- (6) 災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等を被災地のニーズに応じて迅速に提供するため、所在情報の一元化等を推進します。
(県)
- (7) 孤立した集落等の陸路進出が困難な場合を想定し、あらかじめ空路、海路の活用に向けて関係機関と調整を図り、救助部隊や支援物資を迅速に輸送できるようアクセス確保に努めます。
(県、市町村)
- (8) 孤立するおそれのある集落、離島や長期浸水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを想定し、十分な備蓄量、救助のための通信手

段等の確保に努めます。

(県、市町村)

- (9) 女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄します。

(県、市町村)

- (10) 障害者トイレ等、要配慮者の特性に配慮した備蓄を進めます。

(県、市町村)

2 消毒、保健衛生体制の整備

- (1) 災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ定めておきます。

(県、市町村)

- (2) 薬剤や資機材の調達方法についてあらかじめ定めておきます。

(県、市町村)

3 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害時に発生する廃棄物(し尿、生活系ごみ、がれき等)に対して、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めておきます。

(県、市町村)

- (2) 市町村の計画作成の支援を行います。

(県)

- (3) 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めます。

(県、市町村)

- (4) 現在の処理場の配置や処理能力を把握した上で、あらかじめ仮置場としても利用可能な空地进行をリスト化し、仮置場、処理場、処理する機材等のリソースを定期的に点検します。

(県、市町村)

4 災害時医療対策(一般対策編第2編第5章第2節を参照)

高知県災害時医療救護計画に基づいた医療救護活動が実施できるよう研修会や防災訓練の実施、資機材の整備等を進めます。

- (1) 災害時医療救護体制の整備

- ① 大規模災害時に、高知県災害時医療救護計画が実効性のあるものにする

るため、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、不断の見直しを行い、常に内容に検討を加えるものとします。

(県)

- ② 市町村地域防災計画に次の事項を規定するとともに実施します。

(市町村)

ア 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を策定します。

イ 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。

ウ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。

エ 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。

オ 応急手当等の家庭看護の普及を図ります。

カ 県及び市町村の災害時医療救護計画について関係者に周知します。

- ③ 県は、高知県災害時医療救護計画に基づく医療救護活動を円滑に実施できるよう、次の事項を実施します。

(県)

ア 関係者に高知県災害時医療救護計画を周知するとともに、医療関係団体等との連携に努めます。

イ 市町村や医療機関等の医療救護体制を強化する取組や防災の取組を支援します。

ウ 災害派遣医療チーム(DMAT)等、災害医療を担う人材を育成します。

エ 平時から保健医療福祉活動チームと合同訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めます。

オ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や保健師等チームの構成員となる人材を育成します。また、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施に努めます。

カ 国や他の都道府県等との連携に努めます。

- (2) 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- ① 医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。

(県、市町村)

- ② 医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。

(県、市町村)

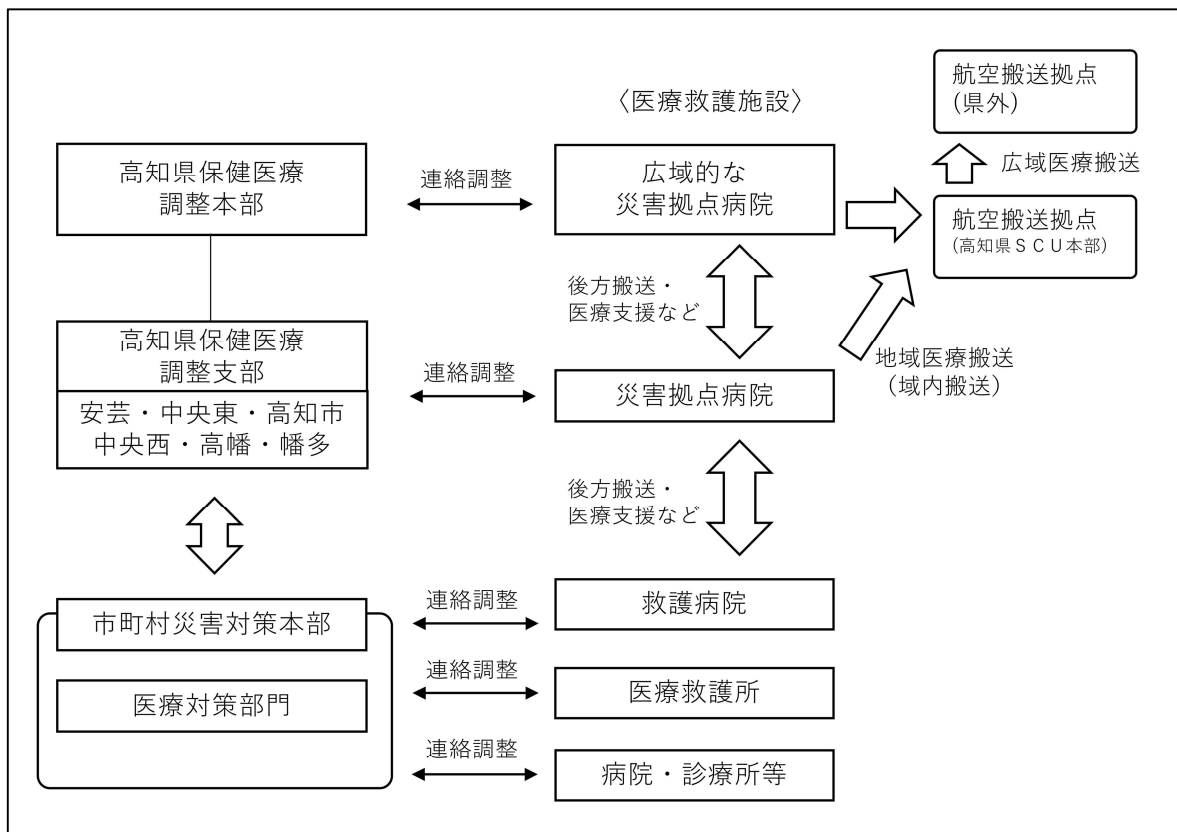
- ③ 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備します。

- (3) 通信体制及び輸送体制の整備

- ① 通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。

- (県、市町村)
- ② 保有する機動力を効率的に活用します。
(県、市町村、関係機関)
 - ③ 医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。
(県、市町村、関係機関)
- (4) 情報通信システム等の整備
- ① 通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努めます。
(県、市町村、医療機関)
 - ② 医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム(EMIS)、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟、活用体制の整備に努めます。
(県、市町村、医療機関)

[災害医療救護体制図]



第11節 要配慮者への対策等

地震及び津波発生時に身を守るために配慮が必要な方々への対策を進めます。対策を進めるに当たっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者や避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

1 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

(1) 市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、安否確認等を行うための措置について定めます。

(市町村)

(2) 市町村地域防災計画に基づき、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとします。

また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、名簿情報の適切な管理に努めます。

(市町村)

(3) 市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。この場合、沿岸部においては津波浸水、山間部においては土砂災害など、地域特有の課題に留意するよう努めます。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を積極的に検討するものとします。

(市町村)

(4) 市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、個別避難計画などを策定して、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際に

は、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行います。

(市町村)

- (5) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行います。

(市町村)

- (6) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

(市町村)

- (7) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます。

(市町村)

- (8) 個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めます。

(県、市町村)

- (9) 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めます。

(県)

- (10) 県は市町村が実施する在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援が円滑に行われるよう支援します。

(県)

2 社会福祉施設等における防災対策

(1) 実態把握と継続的な防災対策

- ① 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握します。

(施設管理者)

- ② 関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組みます。

(施設管理者)

- ③ 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組みます。

(施設管理者)

- ④ 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員が参加した訓練の実施等の防災対策に継続的に取り組みます。

(施設管理者)

(2) 施設・設備の安全確保対策

① 施設の耐震化に努めます。

(施設管理者)

② 津波による浸水のおそれのある地域に所在する施設は高台への移転等を検討します。

(施設管理者)

③ 立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。

(施設管理者)

ア 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

イ 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

ウ 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の整備

エ 危険物の管理

オ 家具及び書棚等の転倒防止対策

(3) 施設入所者の避難対策

① 地域の災害特性の把握

(施設管理者、市町村)

ア 施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

② 施設入所者の避難計画の作成

(施設管理者、市町村、住民)

ア 夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成します。

イ 夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施します。

ウ 災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施します。

エ 消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進めます。

③ 長期的な避難と広域連携

(施設管理者、市町村)

ア 入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。

イ 広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努めます。

④ 介護職員等の応援派遣体制、受援体制の整備

(施設管理者)

ア 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の派遣体制の整備に努めま

す。

イ 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

(4) 防災関係機関との連携

① 要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立します。

(県)

② 施設の安全確保対策、避難対策について指導及び助言を行います。

(消防機関)

3 来訪者・旅行者等の安全確保

(1) 旅館、ホテル等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人を含む来訪者・旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めます。

(県、市町村、施設管理者)

第12節 各種データの整備保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努めるものとします。

1 各種データの整備保存

(1) 戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めます。

(国、県、市町村)

第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

行政、ライフライン、公共交通等、各分野における南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の方向性について明らかにします。

ここで示された方向性に基づき、具体的な防災対応を検討し、事前に計画としてとりまとめ、情報が発表された際には、計画に従って確実に実施することが必要となります。

なお、行政は、南海トラフ地震臨時情報発表時に住民及び関係機関が円滑かつ確実に適切な防災対応をとることができるよう、平時から、南海トラフ地震臨時情報の内容、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する措置及び住民がとるべき行動等についての周知・広報を行うとともに、南海トラフ地震臨時情報発表時における地震リスクや防災対応に関する平時との違い及び自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動をあらかじめ決めておくことの啓発を行うものとします。

また、南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、啓発に当たり留意するものとします。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策（一般対策編第2編第4章第2節及び第3編第1章第1節を参照）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めます。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

1 住民への周知

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の住民に密接に関係のある事項について周知します。

（県、市町村、放送事業者）

(2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認（避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家具等の固定、家庭等に

おける備蓄の確認等) するなどの防災対応をとる旨を呼び掛けます。
(国、県、市町村)

2 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

① 市町村が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域(以下「事前避難対象地域」という。)に対しては、避難指示等を実施します。なお、県は市町村が行う対象地域の指定を支援するものとします。

(県、市町村)

② 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行います。

(市町村)

③ 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認(避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等)するなどの防災対応をとる旨を呼び掛けます。また、事前の避難を希望する住民に対して、避難所の開設など必要な対応を行います。

(国、県、市町村)

④ 市町村が行う災害救助法の対象となる避難対策についての指導調整を行います。

(県)

(2) 避難所の運営(第3編第1章第7節2 避難所の運営を参照)

3 消防機関等の活動

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとします。

① 津波警報等の情報伝達に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行います。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じます。

(市町村、消防機関)

- ② 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導
(市町村、消防機関)
- ③ 津波及び浸水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」等に準じ、必要な措置を実施します。
(市町村、消防機関)
- ④ 県は市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援します。
(県)

4 社会秩序維持活動等（一般対策編第3編第1章第12節を参照）

- (1) 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとします。
 - ① 正確な情報の収集及び伝達
 - ② 不法事案等の予防及び取締り
 - ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導
(警察)
- (2) 前項に関する最新の情報を、報道機関の協力を得ながら、様々な手段で広報します。
(警察)

5 ライフライン等の対策

- (1) ライフライン
必要なライフラインの供給体制を確保するものとします。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとします。
(ライフライン事業者)
- (2) 放送
緊急的な放送体制の整備を図ります。
(日本放送協会、(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知)

6 金融

- (1) 日本銀行高知支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとします。
(日本銀行)

7 交通対策

(1) 道路

- ① 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとします。

（警察）

- ② 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとします。

（県、道路管理者）

- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとします。

（県、市町村、警察、道路管理者）

(2) 海上及び航空

- ① 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講ずるものとします。

（高知海上保安部、港湾・漁港管理者）

津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講ずるものとします。

（港湾・漁港管理者）

- ② 推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、航空情報の提供等、必要な措置を講ずるものとします。

後発地震の発生に備えて、応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとします。

（空港管理者）

(3) 鉄道

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとします。また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとします。

（鉄道事業者）

- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行うものとします。

（鉄道事業者）

(4) 滞留旅客等に対する措置

- ① 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めることとします。
（一般旅客運送事業者）
- ② 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとします。
（市町村）
- ③ 県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとします。
（県）

8 県が管理等を行う施設等に関する対策

- (1) 不特定多数の者が出入りする施設（第2章第6節3（1）を参照）
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置（第2章第6節3（2）を参照）
- (3) 公共土木施設等の対策
 - ① 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備
（施設管理者）
 - ② 河川、海岸、港湾施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置を行うものとします。
（施設管理者）
- (4) 工事中の建築物等に対する措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとします。
（施設管理者）

9 保健・医療・福祉体制

- (1) 保健
後発地震の発生に備えて、人員・物資等の必要な体制の確保に努めるものとします。
（県・市町村）
- (2) 医療

県は、後発地震の発生に備えて、医療機関等への注意喚起及び必要な体制の確保を呼び掛けるとともに、DMAT指定医療機関に警戒態勢の継続を要請します。

(県)

(3) 福祉

後発地震の発生に備えて、社会福祉施設等へ、警戒と必要な体制の確保を呼びかけます。また、事前避難の対象区域内の施設については市町村を通して避難を呼びかけます。

(県・市町村)

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

- 1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上Mw8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- 2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間

1 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の住民に密接に関係のある事項について周知します。

(県、市町村、放送事業者)

- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するなどの防災対応をとる旨を呼び掛けるとともに、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めます。また、事前の避難を希望する住民に対して、避難所の開設など必要な対応を行います。

(国、県、市町村)

2 県が管理等を行う施設等に関する対策

- (1) 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。
(施設管理者)
- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設管理者に、地震に対する備えに関する注意喚起を実施します。

第3編 災害応急対策

地震及び津波発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。

実施する項目については、マニュアル等に基づき、毎年、必ず訓練などにより検証を行います。

第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。

1 初動体制の確立

(1) 実施責任者

防災関係機関の長、その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者

(2) 実施内容

- ① 参集基準に基づいた職員の招集
- ② マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- ③ 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- ④ 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

(3) 県、市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するよう努めます。

〈注意事項〉

☆参集基準に基づいた職員の招集

南海トラフ地震が発生した場合の参集経路や手段を事前に検証しておきます。

また、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとします。

☆マニュアル等に基づいた初動対応の実施

計画された職員の参集まで時間がかかる場合も想定し、初動対応に関するマニュアル等を作成しておくこととします。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準、動員体制及びそれに伴う実施事項を明確にし、関係者に周知徹底し、必要に応じて見直しをします。

(1) 災害対策本部設置の基本的考え方

地震及び津波による被害は、広範囲で同時に発生するため、県内の被害情報を収集し、その結果をもとに判断し、災害対策本部を設置しては、対応が遅れる可能性があります。

したがって、災害の発生が確実と考えられる震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、自動的に災害対策本部を設置し、定められた初動活動を実施することとします。

また、災害が発生した場合又はそのおそれが予想される震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、あらかじめ定められたセクションが県内の被害情報を収集し、その結果をもとに災害対策本部の設置を判断することとします。

- ※ 市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関は、初動体制において、以下に示す高知県における災害対策本部の設置基準や組織と整合性を図ることとします。

① 自動設置基準

ア 県内で「震度5強」以上の地震が発生した場合

令和3年（2021年）3月20日宮城県沖を震源とする地震（最大震度5強）では、人的被害や住家被害、道路の崩落などの被害が出ています。

震度5強以上の地震が発生すると人的・物的被害に加えて、道路が被災することによる孤立等の発生も想定されるため、災害対策本部を自動設置することとします。

イ 予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき

大津波警報は、津波の最大波の高さが3mを超える場合が予想されるときに発表されます。

高さ3mを超える津波が実際に襲来すれば、大きな被害が予想されるため、災害対策本部を自動設置することとします。

なお、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、地震発生の約8時間後に高知県に大津波警報が発表され、須崎市や土佐市等で大きな漁業被害が出ています。（高知県最大津波高約2.8m）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）は、南海トラフの一部（東側）でMw7.0以上の地震が発生するなど、南海トラフ全域で大規模地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価される場合に発表されます。

② 判断設置の基準

ア 県内で「震度5弱」の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生した場合

本県で近年、震度5弱が観測されたのは、平成13年芸予地震や平成26年3月伊予灘の地震、令和4年1月日向灘の地震です。

芸予地震では、重軽傷者や住家被害、道路被害が発生、伊予灘の地震では、住家等の被害は確認されていませんが軽傷者が発生、日向灘の地震では住家被害が発生しています。

イ 予報区「高知県」に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生した場合

津波警報は、津波の最大波の高さが1mを超え3m以下の場合が予想されるときに発表されます。

ウ その他の場合

上記以外の場合でも、地震及び津波により県内で被害が発生するか又は発生のおそれがあるときには災害対策本部の設置を検討します。

災害対策本部の設置場所は、県庁本庁舎3階防災作戦室を基本とします。状況に応じて、他の庁舎や現地に設置することとします。

③ 高知県災害対策本部の配備体制、参集基準、動員体制と初動実施事項

配備体制	配備基準	動員体制	初動実施事項
震災 第1配備 警戒体制	県内で「震度4」の地震が発生した場合	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○地震関係部局本部連絡員 ○地震関係部局が定める関係課室及び出先機関	

	予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○津波対策関係部局本部連絡員 ○関係部局が定める関係課室及び出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起 ○管理施設の開口部対策
<p style="text-align: center;">震災 第2配備</p> <p style="text-align: center;">警戒本部 体制</p>	県内で「震度5弱」の地震が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○関係部局が定める関係課室及び出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策 ○本部長、副本部長及び本部員は参集に備えて待機
	予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理部全職員 ○津波対策関係部局本部連絡員 ○関係部局が定める関係課室及び出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○本部長、副本部長及び本部員は参集に備えて待機
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員会議を開催し、関係機関等への情報の提供及び県民への注意喚起を実施 ○地域本部会議を開催し、管内出

			<p>先機関に管理施設の開口部対策を指示</p> <p>○管内市町村に事前対策を働きかけ</p>
<p>震災 第3配備</p> <p>災害対策本部体制</p>	<p>県内で「震度5弱」の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生した場合</p>	<p>○本部長及び副本部長</p> <p>○本部員</p> <p>○災害対策本部事務局</p> <p>○本部連絡員</p> <p>○関係部局が定める関係課室及び出先機関</p>	<p>○関係機関等への情報の提供</p> <p>○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告</p> <p>○市町村における被害状況の調査</p> <p>○緊急応急対策</p>
	<p>予報区「高知県」に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生した場合</p>	<p>○本部長及び副本部長</p> <p>○本部員</p> <p>○災害対策本部事務局</p> <p>○本部連絡員</p> <p>○関係部局が定める関係課室及び出先機関</p>	<p>○関係機関等への情報の提供</p> <p>○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整</p> <p>○管理施設の開口部対策</p> <p>○危険地域への進入禁止対策</p> <p>○緊急応急対策の準備</p>
	<p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</p>	<p>○本部長及び副本部長</p> <p>○本部員</p> <p>○災害対策本部事務局</p> <p>○本部連絡員</p> <p>○各部局が定める関係課室及び出先機関</p>	<p>○関係機関等への情報提供及び県民への注意喚起</p> <p>○管理施設の開口部対策</p> <p>○管内市町村に事前対策を働きかけ</p>

震災 第4配備 災害対策 本部体制	県内で「震度5強」以上の地震が発生した場合	○全職員	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策
	予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき	○全職員	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○危険地域への進入禁止対策 ○緊急応急対策の準備
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	○全職員	○関係機関等への情報提供及び県民への注意喚起 ○管理施設の開口部対策 ○管内市町村に事前対策を働きかけ

- ※ 地震関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部及び県有施設を所管する部局
- ※ 津波関係部局：観光振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部
- ※ 各部局の動員体制については、参集基準ごとに、実施事項を円滑に行うために必要な人員を年度当初に定めるものとします。(本部連絡員が4月末日までに危機管理・防災課に報告)
- ※ 各部局は、動員体制と分掌事務について該当職員に周知するものとします。

(2) 高知県災害対策本部設置の流れ

被害情報等の収集（各部局）



被害等概況の作成（事務局：危機管理・防災課）

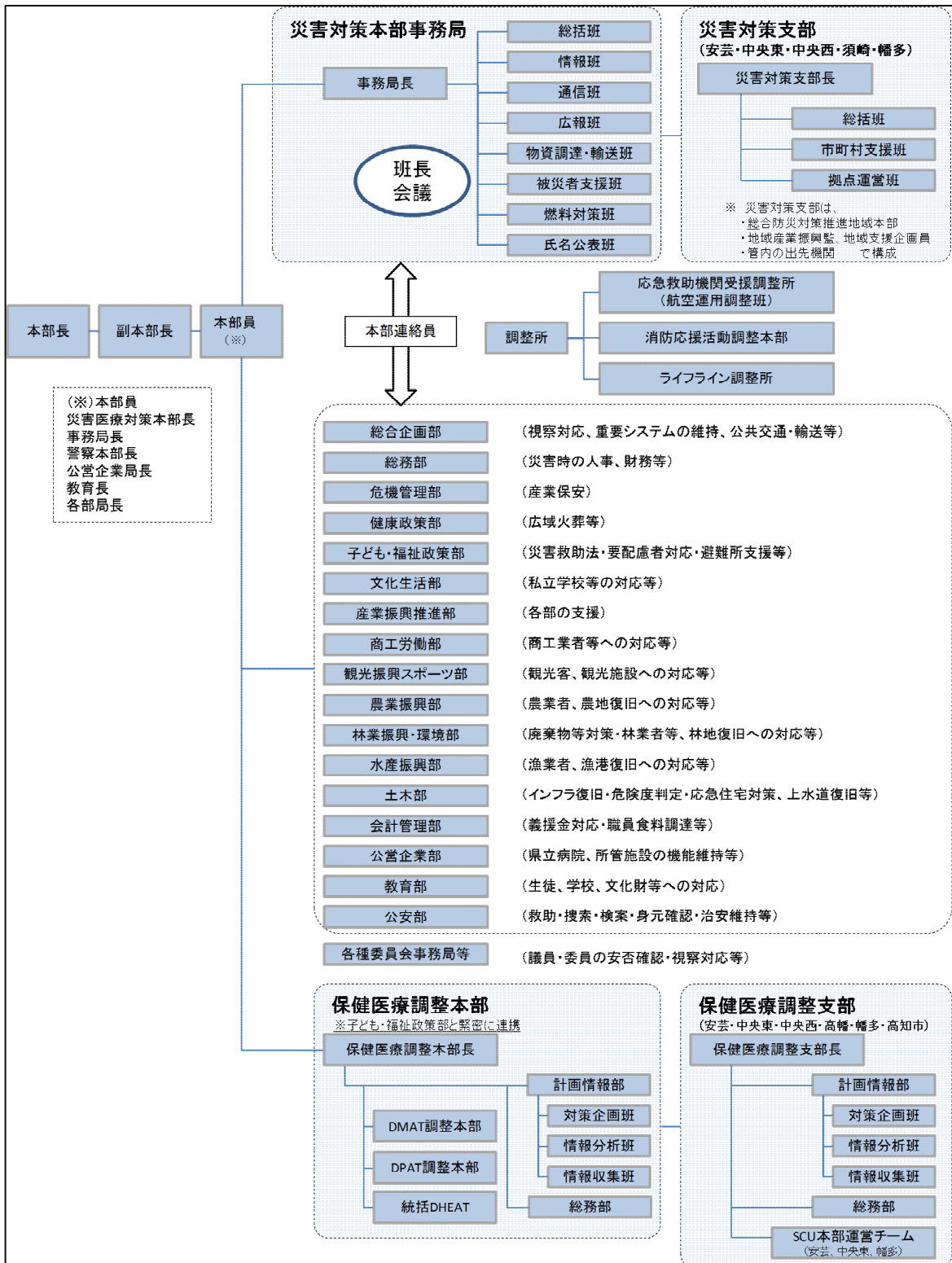


被害概況等の知事への報告（事務局長：危機管理部長）



災害対策本部設置判断（知事）

(3) 高知県災害対策本部の組織



- ※ 災害対策本部の設置及び解散は、知事（本部長）が決定し、知事が不在、又は連絡不能の場合には、副知事が代行するなど、別に定めます。
- ※ 災害対策本部は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと知事が認めるときに解散します。

第2節 情報の収集・伝達

応急活動における情報の収集は、目的を明確にし、実施することとします。
また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化にも心懸けることとします。
津波予報に関しては、特に、住民や水門等の施設管理者への伝達を迅速に行います。

1 実施責任者

防災関係機関

2 実施内容

(1) 地震及び津波に関する情報及び津波警報等

① 高知地方気象台

ア 津波警報等については、気象庁から発表されます。

(津波警報等の伝達系統は別表4です。)

イ 気象庁本庁又は大阪管区気象台の通報等に基づき地震及び津波に関する情報を発表した場合は、県(危機管理・防災課)をはじめ、防災関係機関等に伝達することとします。

(地震に関する情報は別表1、津波に関する情報は別表2、地震及び津波に関する情報の伝達系統は別表3です。)

② 県

ア 高知地方気象台から発表伝達された地震及び津波情報を市町村、消防本部、自衛隊等の関係機関に伝達します。

イ 全市町村に設置している計測震度計により、各市町村の震度を把握します。(「震度情報ネットワークシステム」)

ウ 関係機関や団体とともに、港湾や漁港等の施設利用者に津波の危険を知らせるための仕組みづくりに努めます。

エ 津波に関する情報の伝達に当たっては、防災関係機関と連携し、次の事項にも配慮します。

○住民や観光客等及び防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達

○聴覚障害者や海水浴客に対する津波フラッグによる津波警報等の伝達

○船舶・漁船等に対する津波警報等の伝達

○船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

③ 市町村

ア 市町村地域防災計画に基づき、住民等に対して迅速に伝達します。

また、必要に応じて、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令します。

イ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報について、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとします。

④ 高知海上保安部

ア 沿岸住民、海水浴客などへ津波に対する危険の周知を行います。

イ 在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、電光掲示板等により周知します。

ウ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知します。

⑤ 県、市町村、高知海上保安部

ア 情報伝達に当たっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮します。

⑥ 放送事業者

ア 地震発生時には、住民等への津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めます。

(2) 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されます。そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、収集する情報の範囲を広げるとともに精度を高めることとします。収集した情報は、関係者への報告及び公表により、共有化を図ります。

① 県、市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めます。

② 市町村は、自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を、順次、県に報告します。

③ 県は、県消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター、災害調査用ドローンを活用し、自らも県内の被害状況の把握に努めるとともに、収集した画像情報を防災IoTシステムの活用等により防災関係機関へ迅速に共有するよう努めます。

④ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとします。

⑤ 県、市町村は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表します。

- ⑥ 県は、県内の被害状況を収集し、順次、公表するとともに、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡し、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡します。
- ⑦ 市町村から県、県から消防庁への報告経路及び内容は次のとおりです。
 - ア 市町村は、当該市町村の区域内で震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告します。
 - イ 県は、県内で震度4以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告します。

第3節 通信連絡（一般災害対策編第3編第1章第4節を参照）

地震発生後、通信施設の管理者は、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとします。

第4節 応援要請（一般災害対策編第3編第1章第5節を参照）

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、他の機関に速やかに応援の要請を実施することとします。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心懸けることとします。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。

第5節 総合防災拠点の開設及び運営

災害発生後、応急救助機関や災害派遣医療チーム（DMAT）、支援物資等を受け入れ、すみやかな応急活動を行うため、総合防災拠点を開設し、運営を行います。

1 実施責任者

県

2 実施内容

（1）総合防災拠点の開設

- ① 災害対策支部等の職員が、総合防災拠点を開設します。

(2) 災害対策本部等との連絡調整

- ① 被害状況、気象状況、交通規制状況、使用可能道路等を情報収集します。
- ② 国等からの支援物資の情報、市町村からの要請状況、物資の在庫状況について、災害対策本部と情報共有します。

(3) 支援物資等の受け入れ、仕分け、配送

- ① 市町村からの要請に基づき備蓄物資を集積所等へ配送します。
- ② 道路啓開後は、国、他県、民間事業者等からの支援物資を受け入れます。
- ③ 県職員、物流事業者等が連携して荷捌き等を行います。
- ④ 物流事業者等が、各市町村の集積所等へ支援物資を配送します。
- ⑤ 新物資システム（B-P L o）を活用し、物資ニーズや調達・輸送状況等を共有し、迅速な物資支援を行います。

(4) 救助、救出など応急救助機関の活動支援

- ① 警察、消防、自衛隊等の応急救助機関は防災拠点をベースキャンプにし、災害現場や孤立地域を支援します。
- ② 孤立した集落等の陸路進出が困難な場合を想定し、あらかじめ空路、海路の活用に向けて関係機関と調整を図り、救助部隊や支援物資を迅速に輸送できるようアクセス確保に努めます。

(5) 災害医療救護活動等の支援

- ① 災害派遣医療チーム（D M A T）等は、総合防災拠点等をベースキャンプにし、医療救護活動や重症患者の航空搬送等を支援します。
- ② 県は、必要に応じて高知大学医学部、安芸市総合運動場及び宿毛市総合運動公園に航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）を開設し、重症患者等の広域医療搬送を行います。

第6節 広報活動（一般災害対策編第3編第1章第6節を参照）

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を高知県総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報します。

特に、被災者に対しては、こうした情報をきめ細かく伝達します。

第7節 避難活動等

地震発生後の火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、高齢者等避難の発令や避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行います。

市町村が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を発令します。

1 避難指示等（「避難指示」、「緊急安全確保」又は「高齢者等避難」）

（1）実施責任者

県、市町村、警察、海上保安部、自衛隊

（2）実施内容

① 避難指示等の根拠法と実施責任者

ア 災害対策基本法（市町村、県、警察、海上保安部）

イ 地すべり等防止法（県）

ウ 水防法（県、水防管理者）

エ 警察官職務執行法（警察）

オ 自衛隊法（自衛隊）

② 避難指示等の伝達方法

次の事項を同報無線、有線放送、CATV等により周知徹底します。

周知徹底のため、知事は、必要に応じ、災害時における放送要請に関する協定に基づき報道機関に放送を要請します。

また、住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じた伝達文の内容を工夫するように要請します。

ア 避難を必要とする理由

イ 対象となる地域

ウ 避難する場所

エ 注意事項（避難路の危険性、避難方法等）

③ 避難誘導

市町村は、あらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を実施し、必要に応じて関係機関等の協力を要請します。

なお、要配慮者に対する支援や誘導等を行う際には、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施します。

④ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町村長は、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定します。

2 避難所の運営

(1) 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

(2) 実施内容

- ① 避難所の被害状況を早急に把握します。
- ② 避難所を迅速に開設し、周知徹底します。また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等にて混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めます。
- ③ 福祉避難所においては、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示します。
- ④ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めます。
- ⑤ 避難所における生活環境が常に良好であるように、開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するとともに、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めます。また、快適なトイレの設置、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策を講じます。
- ⑥ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めます。
- ⑦ 避難所の運営においては、女性や子育て家庭の参画を推進するよう努めます。
- ⑧ 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性や男女のニーズの違い等多様な視点への配慮や、こども・若者の居場所を確保した避難所の運営に努めます。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めます。

- ⑨ 女性や子ども等に対する性暴力・DVなど、ジェンダーに基づく暴力（GBV）やハラスメントの発生・被害を防止するため、女性用と男性用、性別を問わず利用できるトイレを、それぞれ離れた場所に設置します。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置します。トイレ等の設備周辺および設備に至る通路のバリアフリー化、照明の増設、日よけ・雨よけの設置に努めます。
- 加えて、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めます。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。
- ⑩ 避難所の開設時における障害者トイレの設置や、福祉避難所の開設等の要配慮者への対応に努めます。
- ⑪ 集団的な避難生活が困難な要配慮者のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整します。
- ⑫ 避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請します。なお、県は、県内で避難所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請します。
- ⑬ 避難生活に不足する物資の調達を行います。
- ⑭ 避難者の協力を得て、避難所の運営を図ります。
- ⑮ 避難者の総合的な相談窓口を設置します。
- ⑯ 避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行います。
- ⑰ 避難所に滞在することができない被災者の規模、分布の把握を行い、避難所外の被災者に対しても、必要な物資の配布、トイレや入浴設備等の利用受入れ、保健・医療・福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めます。
- ⑱ 避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。
- ⑲ 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のケージ等の飼養に関する資材の確保等、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。
- ⑳ 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めます。

- ⑳ 避難所における感染症対策のため、入口でのスクリーニングをはじめ、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。
- ㉑ 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めます。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。
- ㉒ 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めます。
- ㉓ 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意します。
- ㉔ 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援します。

3 広域避難

(1) 実施責任者 各機関

(2) 実施内容

- ① 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所等の借受が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。
- ② 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行います。
- ③ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。
- ④ 市町村は、広域避難及び広域一時滞在の受入先の市町村と、被災者に関する情報の共有を確実に行うよう努めます。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するよう努めます。

- ⑤ 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めます。

4 災害関連死防止のための被災者支援

(1) 実施責任者

県、市町村

(2) 実施内容

- ① 発災直後から在宅避難等を含めた避難者の良好な生活環境を整備し、専門人材等や資機材が迅速に被災地に入り、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制の確立を図ります。
- ② 避難場所等によって支援の濃淡が生じないように、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施に取り組みます。
- ③ 避難者の良好な生活環境を整備することは、被災者の命と尊厳を守るとともに、災害関連死防止の観点から極めて重要であることから、発災時においては、避難所におけるトイレ・食事・寝床等の整備等による生活環境整備に加え、避難する場所にかかわらず、避難者へあらゆる支援を届ける手段を講じます。特に、高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、切れ目のないケアを実施する必要があるため、保健・医療・福祉関係職員の速やかな活動を支援します。
- ④ 住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を引き続き推進します。また、ライフラインの復旧が長期間に及び、被災地での生活環境の整備が困難な場合等においては、被災地外の親戚・知人宅、避難所、ホテル・旅館等への避難等を促す方策も推進します。

第8節 災害拡大防止活動

地震及び津波発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。

1 消防活動

(1) 実施責任者

市町村、消防機関

(2) 実施内容

- ① 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施します。
- ② 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をします。

2 水防活動

(1) 実施責任者

市町村

(2) 実施内容

- ① 地震発生を原因とする津波及び浸水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」等に準じ必要な措置を実施します。

3 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、人命救助活動の妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、各救助機関が互いに連携し、総力を挙げて救助活動を行うことを基本とします。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が自発的に率先して実施することに努めることとします。

(1) 実施責任者

県（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）、市町村（消防機関）、警察、海上保安部、自衛隊

(2) 実施内容

- ① 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努めます。
- ② 市町村（消防機関）、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。
- ③ 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施します。
- ④ 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行います。
- ⑤ 警察は、必要に応じ迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行います。
- ⑥ 県、市町村は、必要に応じ迅速に緊急消防援助隊の出動要請を行います。

4 被災建築物に対する応急危険度判定

(1) 実施責任者

県、市町村

(2) 実施内容

- ① 県、市町村は、応急危険度判定活動体制を確立します。
- ② 市町村は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応

じて、県へ派遣要請等の支援要請をします。

- ③ 県は、市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、連絡調整体制を確立します。
- ④ 市町村は、判定実施計画に基づき応急危険度判定を実施します。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 実施責任者

県、市町村

(2) 実施内容

- ① 県及び市町村は、被災宅地危険度判定活動体制を確立します。
- ② 市町村は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県へ派遣要請等の支援要請をします。
- ③ 県は、市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、連絡調整体制を確立します。
- ④ 市町村は、判定実施計画に基づき被災宅地危険度判定を実施します。

第9節 緊急輸送活動（一般対策編第3編第1章第10節を参照）

地震及び津波発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組みます。

第10節 交通確保対策（一般対策編第3編第1章第11節を参照）

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行います。

第11節 社会秩序維持活動等（一般対策編第3編第1章第12節を参照）

警察は、地震及び津波発生時に、県民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行います。

第12節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて市町村は、他の市町村及び県に応援を要請します。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。

1 物資の確保、調達、供給活動（一般対策編第2編第5章第4節を参照）

（1）実施責任者

県、市町村（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）、水道事業者（次の①のみ）

（2）実施内容

① 飲料水の調達、供給活動

ア 給水活動の実施

- 被災者への応急給水を迅速に実施します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- 県は、必要に応じて他県、自衛隊等に応援を要請します。

イ 給水施設の応急復旧

- 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- 県は、必要に応じて国及び他の県に応援を要請します。

② 食料の調達、供給活動

ア 緊急食料の調達

○応急米穀

- ・各市町村が自ら調達します。
- ・不足する分は、県に要請を行います。
- ・県は、必要量を県内で調達します。
- ・災害救助法が適用された場合で、不足する分は、農林水産省に必要量の確保を要請します。

○副食及び調味料

- ・各市町村が自ら調達します。また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮します。
- ・不足する分は、県に要請を行います。
- ・県は、必要量を県内関係団体に出荷の要請をします。

○炊き出し

- ・市町村は、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して炊き出しを実施します。
- ・必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請します。

イ 緊急食料の配布

○配布方法

- ・市町村は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- ・配布に当たっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。

特に、要配慮者への配布には配慮します。

③ 生活必需品等の調達、供給活動

ア 被災者の生活を維持するため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達、確保し、ニーズに応じて供給、分配を行います。その際には、要配慮者の特性や男女のニーズ等様々な視点に配慮します。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域的な避難をした者に対しても物資等が供給されるよう努めます。

エ 自らの市町村内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。

オ 県は、発生後適切な時期において、県が所有する備蓄物資及び関係機関との協定等により調達可能な物資について、主な品目別に確認します。

カ 市町村は、必要に応じて日本赤十字社高知県支部に毛布等の配布を要請します。

キ 県は、県内市町村における備蓄量について、必要に応じ市町村間のあわせ調整を実施します。

ク 県は、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国等に対して調達、供給の要請を行います。

2 物価の安定等

(1) 実施責任者

県

(2) 実施内容

① 生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐため、監視や指導などを行います。

3 医療及び助産

(1) 実施責任者

県、市町村（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）

(2) 実施内容

① 高知県災害時医療救護計画に基づき、次の事項を実施します。

(県)

ア 県は、保健医療調整本部及び保健医療調整支部を設置し、保健・医

療部門の総合調整を行い、災害対策本部事務局と緊密な連携・情報共有を行いながら、県内の保健・医療救護活動を円滑に遂行します。

イ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用するなどして、医療施設の被害状況等の情報を収集・分析し、対策を実行します。

ウ 県内のDMAT指定医療機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請するとともに、県内の医療従事者を必要な地域に搬送することにより、早急に医療救護体制を構築します。また、必要に応じて、厚生労働省にDMATの派遣を要請します。

エ 医療機関や関係団体、DMAT等の連携のもと、医療に必要な水、燃料、医薬品等の確保や傷病者の搬送、重傷者の広域医療搬送等を行います。

② 医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。

（県、市町村、医療機関）

③ 必要に応じて、県内のDMATの出動を要請するとともに厚生労働省が設置するDMAT事務局に対し県外からのDMATの派遣を要請します。

（県）

④ 必要に応じ、国に対して、県内の港湾における船舶を活用した医療活動や傷病者の搬送を要請します。

（県）

⑤ 船舶や医療コンテナを活用した医療提供、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図ります。

（県）

4 保健衛生

（1）実施責任者

県、市町村

（2）実施内容

① 衛生活動

ア 避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動を行うとともに、被災地域の衛生状態を把握します。

イ 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。

ウ 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

② 保健活動

ア 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣等により、被災地域の住民の健康状態を把握

- し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行います。
- イ 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- ウ 関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、特に、配慮します。
- エ 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行います。
- オ 避難所等における高齢者や障害者等の生活機能の低下の防止等を図るため、必要に応じて、災害応援ナースを避難所へ派遣します。

5 福祉

(1) 実施責任者

県

(2) 実施内容

① 福祉活動

- ア 必要に応じ、被災地域における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めます。
- イ 避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するよう努めます。

6 災害廃棄物処理等

(1) 実施責任者

市町村

（③については、災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村）

(2) 実施内容

① し尿の処理

- ア し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握します。
- イ 汲み取りを要する地域の優先度を設定します。
- ウ 処理に必要な人員、物資を調達します。
- エ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- オ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- カ し尿処理を計画的に実施します。

② 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の処理

- ア 被害状況から災害時の生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の量を想定します。

- イ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
 - ウ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
 - エ 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。また、単独での処理が困難な状況を想定した上で、過去の災害における災害廃棄物処理の課題把握や、近隣市町村等での広域処理が可能な体制を整備し、計画の見直しを行います。
 - オ 生活ごみ、避難所ごみ及びがれき等災害廃棄物の処理を計画的に実施します。
 - カ がれき等災害廃棄物を仮置きすることを想定し、仮置き場を確保します。
 - キ 廃棄物処理には、危険物等が含まれることが想定されるため、関係者の安全確保を行います。
 - ク 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請します。
- ③ 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（障害物）の除去
- ア 居室、炊事場、玄関等に運び込まれた障害物の除去を行います。
 - イ 必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施します。

7 遺体の検案等

(1) 実施責任者

県、市町村、警察

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

(2) 実施内容

① 遺体の搜索

ア 市町村は、警察、海上保安部等の協力のもと遺体を搜索します。

イ 警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行います。

② 遺体の検案

ア 遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により市町村の設置する検案所で医師が行います。

迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行います。

身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得ます。

イ 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は市町村の設置する安置所において、一時安置します。

検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にします。

③ 遺体の埋葬

ア 火葬場や、棺等埋葬に関する手配を速やかに行います。

イ 県は、火葬場が不足する場合には、他県との調整を行います。

ウ 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、応急的に火葬又は埋葬を行います。

エ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼します。

また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵します。

8 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

(1) 実施責任者

県、市町村、住民及び民間団体

(2) 実施内容

① 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。

ア 県の活動

○広域的に被害動物を把握し、民間団体等と協力して動物救護本部を立ち上げ、動物救護施設を開設します。

○逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。

イ 市町村の活動

○避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援します。

○地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行います。

○動物救護本部が動物救護施設を市町村内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力します。

ウ 民間団体の活動

○負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に收容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。

9 応急仮設住宅等

(1) 実施責任者

県、市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

(2) 実施内容

① 応急仮設住宅の供与

ア 地震及び津波により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得

- ることができない方に対して、速やかに応急仮設住宅を供与します。
- イ 応急仮設住宅の供与に際しては、要配慮者に配慮した構造、設備とします。
- ウ 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めます。
- ② 資材等の確保
- ア 建設、修理を実施する建築業者が資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は市町村があっせんすることとします。
- イ 資機材が不足し、調達が必要な場合には、国に資機材の調達を要請します。
- ③ 応急仮設住宅の運営管理
- ア 各応急仮設住宅の適切な管理運営を行います。この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止及び住民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮します。
- ④ 公的住宅等の活用
- ア 市町村営住宅等や空き家等を把握し、被災者の入居をあっせんします。
- ⑤ 住宅の応急修理
- ア 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理ができない方に対して応急修理を行います。
- ⑥ 野外施設の設置
- ア 長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置します。

第13節 物資、資機材、人員等の配備手配

応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行います。

1 実施責任者

県

2 実施内容

(1) 資機材、人員等の配備手配

① 県内の市町村における必要な物資、資機材の確保状況及び人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとります。

(2) 防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について

て考慮します。

(3) 物資の備蓄・調達

- ① 市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の供給措置及び市町村間のあっせんの措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国等に対して調達・供給の要請を行います。

第14節 ライフライン等施設の応急対策（一般対策編第3編第1章第14節を参照）

電気、ガス、電話、上下水道、工業用水道、通信等、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施します。

- (1) ライフライン事業者やインフラの事業者は、発災後において広域的な連携活動を早期に確立し、全国から要員や資機材の確保を行うとともに、国等と連携して、政治、行政、経済等の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン、インフラの早期復旧に努めます。この際、国等は、GISの活用等により輸送手段・ルート情報や航空写真、画像情報等、ライフライン、インフラの早期復旧のために必要な情報を的確に提供します。

（ライフライン事業者、インフラ事業者、国等）

- (2) ライフライン、インフラ事業者は、他のライフライン、インフラにおいても同時に被害が生じることを考慮して、相互に連携体制の整備・強化を図ります。

（ライフライン事業者、インフラ事業者）

- (3) 各事業者は国等の指示を待つことなく、事業者間の全国的な連携により、発災直後のあらゆる活動に必要な不可欠な燃料の全国からの緊急確保、電力・ガスの臨時供給、被災地域の医療施設等の重要施設の機能維持に努めます。

（ライフライン事業者、インフラ事業者）

第15節 教育対策（一般対策編第3編第1章第15節を参照）

地震及び津波発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施します。

第16節 労務の提供（一般対策編第3編第1章第16節を参照）

応急対策のための人員の確保を行います。

第17節 要配慮者対策

災害発生時において、要配慮者への十分な配慮及び対策を行います。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

- (1) 市町村は、発生時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めます。
- (2) 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への供与に当たっては、要配慮者に十分配慮します。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努めます。
- (3) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努め、要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮します。
- (4) 災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、市町村は、児童福祉施設設置者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討します。
- (5) 市町村及び市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行います。
- (6) 県は（公財）高知県国際交流協会と共同で「高知県災害多言語支援センター」を開設し、災害等に関する多言語での情報発信や、外国人等からの相談・問合せへの対応等を行います。

第18節 災害応急金融対策（一般対策編第3編第1章第18節を参照）

金融機関等が密接な連携を取りながら、円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

第19節 災害応急融資（一般対策編第3編第1章第19節を参照）

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行います。

第20節 二次災害の防止（一般対策編第3編第1章第20節を参照）

地震や降雨等による二次災害の防災活動を実施します。

第21節 自発的支援の受け入れ（一般対策編第3編第1章第21節を参照）

ボランティアや義援金等の自発的な支援を積極的に受け入れます。

第2章 自衛隊の災害派遣（一般対策編第3編第2章を参照）

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行います。

◎災害派遣要請者

知事

第五管区海上保安本部長

高知空港事務所長

◎災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長（高知県香南市）

海上自衛隊第24航空隊司令（徳島県小松島市和田島）

海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

第1節 災害派遣要請ができる範囲（一般対策編第3編第2章第1節を参照）

第2節 災害派遣要請の手続き（一般対策編第3編第2章第2節を参照）

第3節 派遣部隊の受入体制（一般対策編第3編第2章第3節を参照）

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等（一般対策編第3編第2章第4節を参照）

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定（一般対策編第4編第1章第1節を参照）

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な原状復旧の進め方（一般対策編第4編第2章第1節を参照）

第3章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

1 復興計画等の作成

（1）必要に応じ、国の定める復興基本方針を踏まえ、復興の目標、実施すべき施策に関する方針等を定めた県の復興方針を定めます。

（県）

（2）必要に応じ、国及び県の方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めます。

（市町村）

（3）復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行います。

（県、市町村）

（4）復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮します。

（県、市町村）

（5）関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。

（県、市町村）

（6）必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請します。

（県、市町村）

2 災害に強いまちづくり

（1）災害に強く、より快適な都市環境整備

- ① 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
(県、市町村)
 - ② 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めます。
併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。
(県、市町村)
 - ③ 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、県民等の参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行います。
(県、市町村)
 - ④ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図ります。
(県、市町村)
 - ⑤ まちづくりに当たっては、地域の実情や将来像等を踏まえ、地域の魅力や住みやすさが低下しないよう、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定やできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、津波避難場所、避難所の整備を行います。
(市町村)
- (2) 復興のための市街地等の整備改善
- ① 被災市街地復興特別措置法等を活用します。
(県、市町村)
 - ② 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努めます。
(県、市町村)
 - ③ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図ります。
(県、市町村)
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
- ① 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。
(県、市町村)
 - ② 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、津波避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等、防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対

し十分説明し理解と協力を得るよう努めます。

(県、市町村)

(4) 既存不適格建築物

- ① 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。

(県、市町村)

(5) 新たなまちづくりの展望等

- ① 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

(県、市町村)

(6) 石綿の飛散防止

- ① 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。

第2節 被災者等の生活再建等の支援(一般対策編第4編第3章第2節を参照)

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

1 連携体制の構築

- (1) 商工会・商工会議所等とあらかじめ連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

(県、市町村)

2 施設復旧資金等の貸付け

- (1) 災害により被害を受けた中小事業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付け等により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付けを行います。

(県、市町村、金融機関等)

3 経済復興対策

- (1) 地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域

が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

(県、市町村)

- (2) 津波による災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意します。

(県、市町村)

4 相談窓口の設置

- (1) 被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供します。

(県、市町村)

第5編 具体的な取り組み

南海トラフ地震は、概ね90年から150年周期で発生しており、昭和南海地震から約80年が経過し、切迫度は年々高まっていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあります。

このため、直接死者数を減らす「命を守る」対策、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策、早期の復旧・復興に向けた「生活を立ち上げる」対策について「重点施策」を設定し、取り組みを推進します。

重点施策の設定に当たっては、地域防災計画（地震及び津波災害対策編）の実行計画である「高知県南海トラフ地震対策行動計画」において設定している、各取り組みの中でも特に積極的に推進していくべき以下の重点課題に該当する取り組みを、南海トラフ地震防災対策推進計画における「重点施策」に位置付け、特に推進します。（該当する取り組みは行動計画を参照）

行動計画の各取り組みにはできる限り具体的な数値目標を設定し、定期的に進捗を管理することにより推進を図ります。

なお、行動計画は、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

〔重点課題〕

- 「命を守る」対策
 - 1 住宅の安全性の確保
 - 2 地域地域での津波避難対策の充実
 - 3 南海トラフ地震臨時情報への対応強化
- 助かった「命をつなぐ」対策
 - 4 医療救護対策、要配慮者対策の推進
 - 5 災害関連死の防止に向けた避難環境の整備や支援・受援態勢の強化
 - 6 長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助・救出
- 「生活を立ち上げる」対策
 - 7 早期の復旧・復興に向けた取組の強化
- 共通課題
 - 8 啓発の充実強化による自助・共助のさらなる強化
 - 9 災害に強いインフラ整備の加速化
 - 10 防災DXの活用による防災・災害対応業務の効率化の推進

〔行動計画における具体的な取り組み〕

第1章 命を守る対策

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波の危険性についての啓発や津波の発生を伝える情報伝達手段の整備、避難経路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進めます。

さらに、南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が通常と比べて相対的に高まった際に発表される南海トラフ地震臨時情報を生かすための防災対策を進めます。

第1節 強い揺れから身を守る対策

1 建物の倒壊から身を守る

- (1) 補助制度等の周知や活用促進による個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図ります。
(県、市町村)
- (2) 公共建築物の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震化について計画的に進めます。
(県、市町村)
- (3) 医療施設の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震化の促進を図ります。
(県、医療機関)
- (4) 社会福祉施設の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震化の促進を図ります。
(県、市町村)
- (5) 民間建築物の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震化の促進を図ります。
(県、市町村)
- (6) 耐震化のさらなる促進に向け部分的な耐震対策を進めます。
(県、市町村)
- (7) 学校の耐震化や老朽化対策、非構造部材等の耐震化の促進を図ります。
(県、市町村)

2 家具等の転倒から身を守る

- (1) 個人住宅等における家具等の転倒防止・ガラス飛散防止策の普及啓発を進めます。

(県、市町村)

(2) 公共建築物等の書棚や器具等の転倒防止・ガラス飛散防止を推進します。

(県、市町村)

3 ブロック塀の倒壊から身を守る

(1) ブロック塀の倒壊防止対策を進めます。

(県、市町村)

4 揺れを感じたときの行動を身につける

(1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めます。

(県、市町村)

(2) 家庭での防災用品や非常食料等の備えを推進します。

(県、市町村)

(3) 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援します。

(県、市町村)

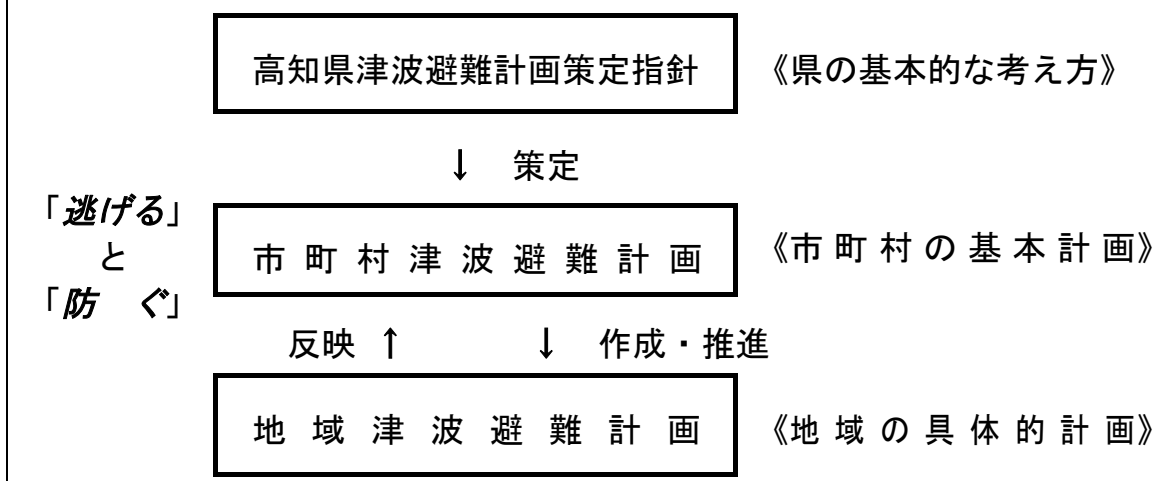
第2節 津波から避難する対策

南海トラフ地震発生後、早いところでは3分程度で海岸線に1mの高さの津波が押し寄せ、その最大高は、ほとんどの海岸線で10mを超えると想定されています。

そのため、住民一人ひとりが想定にとられることなく、迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、津波からの早期避難意識の維持・向上や自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての避難施設の整備や津波を防ぐ対策を進めます。

津波避難対策は、到達時間、津波浸水深、浸水予想範囲、避難対象地区等、地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要があります。

そのため、市町村や地域ごとの津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進します。



1 津波の危険性を知る

- (1) 河川の遡上等を考慮した津波浸水予測図や津波浸水予測時間図等を活用し、津波の危険性について普及啓発を図ります。
(県、市町村)
- (2) 地域での学習会、研修会を支援します。
(県、市町村)
- (3) 過去の浸水の痕跡の明示や観光地等において注意喚起を促す看板を設置する等、津波の危険性を明示する取組を推進します。
(県、市町村)
- (4) 住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報の共有化を図ります。
(県、市町村)

2 津波の発生を知る

- (1) 津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図ります。
(県、市町村)
- (2) 港湾、漁港等の津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と津波避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図ります。
(施設管理者)
- (3) 観光客や海水浴客など土地に不案内な方々への情報伝達手段の整備を図ります。
(県、市町村)
- (4) 津波観測情報をいち早く伝えるため、津波観測施設の整備及びネットワーク化を図ります。
(国、県)

3 津波から迅速に避難をする

- (1) 緊急的な避難のため自主防災組織等が行う避難経路や津波避難場所の整備を進めます。
(県、市町村)
- (2) 周囲に高台等がない地域では、津波避難タワーの整備や津波避難ビル等の指定を推進します。
また、新たな避難方法の検討も進めます。
(県、市町村)
- (3) 避難経路、津波避難場所などを示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図ります。
(県、市町村)
- (4) 夜間の停電時も想定し、蓄光石やライト等を活用した自立性の誘導灯や避難誘導標識、津波避難場所標識の整備を推進します。
(県、市町村)
- (5) 避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策や老朽化住宅等の除去を進めるとともに、道路や橋梁の安全性を高めます。
(国、県、市町村)
- (6) 津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた保育所、幼稚園、学校等の津波対策に努めます。
(県、市町村)
- (7) 要配慮者が安全に避難できるよう個別避難計画の作成を進めます。

(県、市町村)

- (8) 観光客が安全に避難できるように、観光ガイドの研修を行うなど、観光地での津波避難体制を整備します。

(県、市町村)

- (9) 学校、自主防災組織、民間事業者等の地域ぐるみでの避難訓練や、夜間等様々な条件を考慮した避難訓練の推進を図ります。また、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫に努めます。

(県、市町村)

- (10) 市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び技術指導を行うとともに、次の点について市町村に対し協力します。

なお、この場合、要配慮者等に対する支援や誘導について、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、適切に対応します。

- ① 南海トラフ地震対策特別措置法の規定に基づき市町村が定める推進計画に定めるところにより、県の管理する施設を避難所として開設する際には協力します。

(県)

- ② 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置に協力します。

(県)

- (11) 住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

(県、市町村)

4 避難の安全性を高める

- (1) 管理者は、地震が発生した場合は安全確保を前提とした水門及び陸閘等の閉鎖を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じます。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておきます。

(施設管理者)

- (2) 管理者は、次の事項について別に定め、各種整備を行います。

- ① 堤防、水門等の点検方針、計画

(施設管理者)

- ② 堤防、水門等の建設、補強等、必要な施設整備等の方針、計画

- (施設管理者)
- ③ 津波を防ぐための水門や陸閘等の平時における管理方法
(施設管理者)
- ④ 津波により孤立が懸念される地域の緊急用ヘリコプター離着陸場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
(市町村、施設管理者)
- ⑤ 防災行政無線の整備等の方針及び計画
(施設管理者)
- (3) 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図ります。
(警察、県、市町村、海上保安部、自衛隊)
- (4) 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進めます。
(国、県、市町村)
- (5) 津波避難計画の点検及び避難経路、津波避難場所の安全点検を計画的に進めます。
(県、市町村)
- (6) 要配慮者施設の高台移転に対して支援します。
(県)

第3節 火災対策

1 市街地の大規模火災等への対策

- (1) 密集市街地の解消を推進します。
(県、市町村)
- (2) 感震ブレーカーの普及を図るため啓発等を実施します。
(県、市町村)

2 津波火災への対策

- (1) 石油基地等の地震・津波対策を推進します。
(県、事業者)
- (2) 農業用燃料タンクの対策を実施します。
(県)

第4節 南海トラフ地震臨時情報への対応

1 市町村の津波避難計画を見直します。

(市町村)

- 2 事業者の対策計画を見直します。
(事業者)

第2章 命をつなぐ対策

地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策等を推進します。

第1節 応急対策活動体制等の整備

- 1 地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。
(防災関係機関)
- 2 長期浸水域内における救助救出体制を構築します。
(県、市町村)
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）等、災害医療を担う人材を育成します。
(国、県)
- 4 地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進めます。
(県、市町村、医療機関)
- 5 人工透析患者や、重点継続要医療者の支援体制を構築します。
(県)
- 6 緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めます。
(国、県、市町村)
- 7 ライフラインの早期復旧体制を構築します。
(県、市町村、事業者)
- 8 燃料確保対策を推進します。
(県、市町村、事業者)

第2節 広域避難体制等の整備

- 1 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めます。
(県、市町村)
- 2 市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行います。
(県、市町村)

第3節 避難所等の整備

- 1 避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進めます。
(市町村)
- 2 避難所運営マニュアルの作成を推進します。
(県、市町村)
- 3 福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実を図ります。
(県、市町村)
- 4 避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図ります。
また、被災者等の心身のケアを行うため保健・医療・福祉活動の連携体制の確立による災害関連死防止対策を進めます。
(県、市町村)

第4節 受援体制の強化

- 1 応急救助や医療・保健・福祉、物資・インフラ、職員派遣・ボランティアに関する受援計画やマニュアル策定を推進します。
(県、市町村)
- 2 策定した計画等について、訓練等による検証・見直しを行い、応急活動の実効性を高めます。
(県、市町村)

- 3 市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めます。
(県)

第3章 生活を立ち上げる対策

地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講ずるとともに、併せて、被災後、速やかに県民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組んでいきます。

第1節 まちづくり

- 1 早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進します。
(県、市町村)
- 2 被災前に、復興まちづくり計画を策定します。
(市町村)
- 3 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築します。
(県、市町村)

第2節 暮らしの再建

- 1 被災者の生活再建を支援するため、災害ケースマネジメント体制を構築します。
(県、市町村)
- 2 早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築します。
(県、市町村)
- 3 農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、BCPの策定、実効性の確保を推進します。
(県、市町村、商工会・商工会議所等)
- 4 社会福祉施設のBCPの実効性の確保を支援します。
(県、市町村)

- 5 医療機関のBCPの策定、実効性の確保を支援します。
(県)

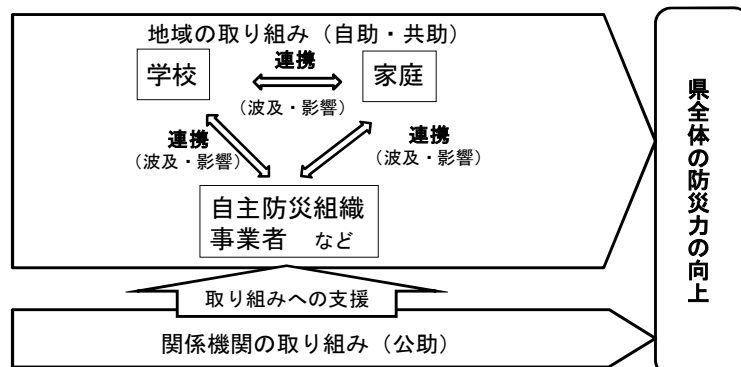
- 6 早期に学校・保育園・幼稚園を再開できるよう、教育環境の復旧体制を構築します。
(県、市町村)

第4章 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震及び津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進します。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、県全体の防災力の向上を図ります。

また、公共施設は、平時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ることとします。



第1節 学校及び地域での防災教育

1 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく発達段階に応じた防災教育を推進します。

（県、市町村）

2 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。

（県、市町村）

3 私立学校も含め教職員の防災研修を実施します。

（県、市町村）

第2節 住民への防災教育

1 南海トラフ地震に備える県民の自助を支援するための情報提供を行い、県民自身による地震防災対策を促進します。

（県、市町村）

（1）啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」の作成及び県内全戸への配布
（県、市町村）

- (2) 地域における防災学習会や訓練の開催
(県、市町村)
- (3) 南海トラフ地震情報コーナーの設置
(県、市町村)
- (4) 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを活用した啓
発
(県)

第3節 防災のエキスパートの養成

- 1 自主防災活動を担う人材の育成を図ります。
(県、市町村)
- 2 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進します。
(県、市町村)
- 3 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成します。
(県、市町村)
- 4 被災後のボランティア活動の後方支援の役割を担う社会福祉協議会やN P
O等の中核となる人材の育成や資質向上への支援を行います。
(県)

第4節 防災の視点に立った公共施設の整備

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画(第1編第7章を参照)に基づき、各種の施設
整備を進めます。
(県、市町村)
- 2 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図ります。
(国、県、市町村)

第5節 技術的及び財政的支援

- 1 計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供等について、防災関係
機関の協力を得て、市町村や地域の取り組みに対して支援を行います。
(県)

- 2 地方の実施する地震防災対策について、国に対して技術的及び財政的な支援に関する政策提言等を行います。
(県、市町村)

- 3 地震及び津波観測体制の強化及び空白地帯の解消を要請します。
(県、市町村)

別 表

別表 1 地震情報の種類と内容

① 地震に関する情報には、次のものがあります。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	○地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	○以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報又は注意報を発表した場合 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表 ○震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	○地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	○観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	○国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響についても記述して発表

※ 緊急地震速報(警報)のうち、震度 6 弱以上が予想される場合、又は長周期地震動階級 4 が予想される場合を特別警報(地震動特別警報)に位置付けます。

② 緊急地震速報

地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報です。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した場合、又は長周期地震動階級 4 を予想した場合は特別警報に位置付けられます。

(1) 緊急地震速報(警報)の発表条件、発表内容、区域名称

発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合
発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度4以上や長周期地震動階級3以上が予想される地域名
区域名称	地域単位：高知県東部・高知県中部・高知県西部、県単位：高知、地方単位：四国

(2) 地震動警報、地震動予報

緊急地震速報は気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置付けられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表します。

地震動警報及び地震動予報の発表区分と名称

発表区分	地震動警報	最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが推定されたときに、震度4以上や長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害がおこるおそれがある旨を警告して発表
	地震動予報	最大震度3以上、長周期地震動階級1以上又はマグニチュード3.5以上と推定されたときに発表
名称	地震動警報	緊急地震速報(警報)又は緊急地震速報
	地震動予報	緊急地震速報(予報)

別表2 津波に関する情報

① 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大
		5m<予想される津波の最大波の高さ \leq 10m	10m	
		3m<予想される津波の最大波の高さ \leq 5m	5m	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想される津波の最大波の高さ \leq 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m \leq 予想される津波の最大波の高さ \leq 1m	1m	(表記なし)

※ 高知県沿岸は、全域が一つの予報区で予報区名は「高知県」です。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

※ 大津波警報は特別警報に位置付けられています。

② 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さ（※1）に関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（※3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、気象庁のホームページで「津波警報・注意報・予報」に含めて発表されます。

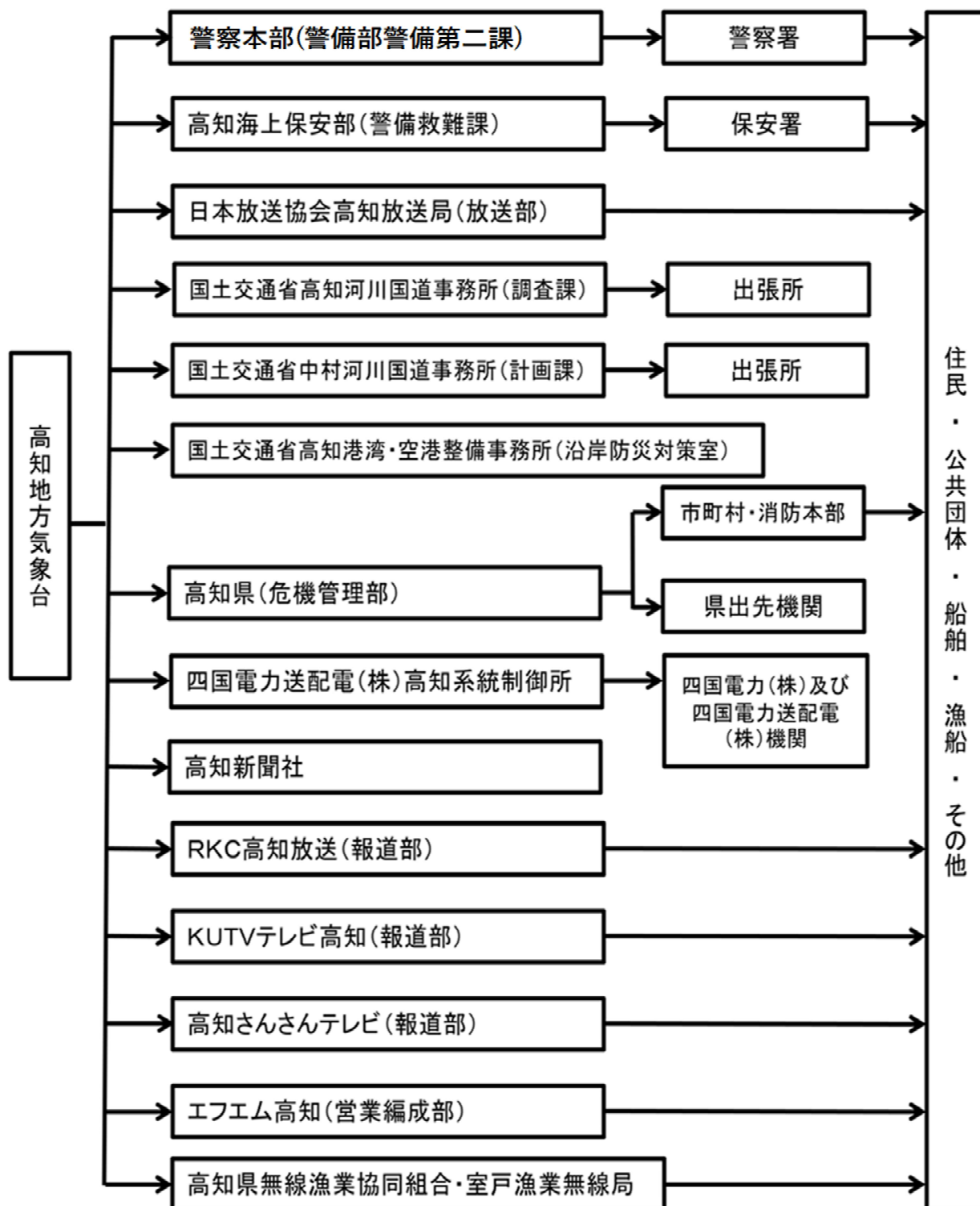
※2 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。

※3 高知県内の津波観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水です。須崎港は「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」のみ発表します。

③ 津波予報の発表基準と発表内容

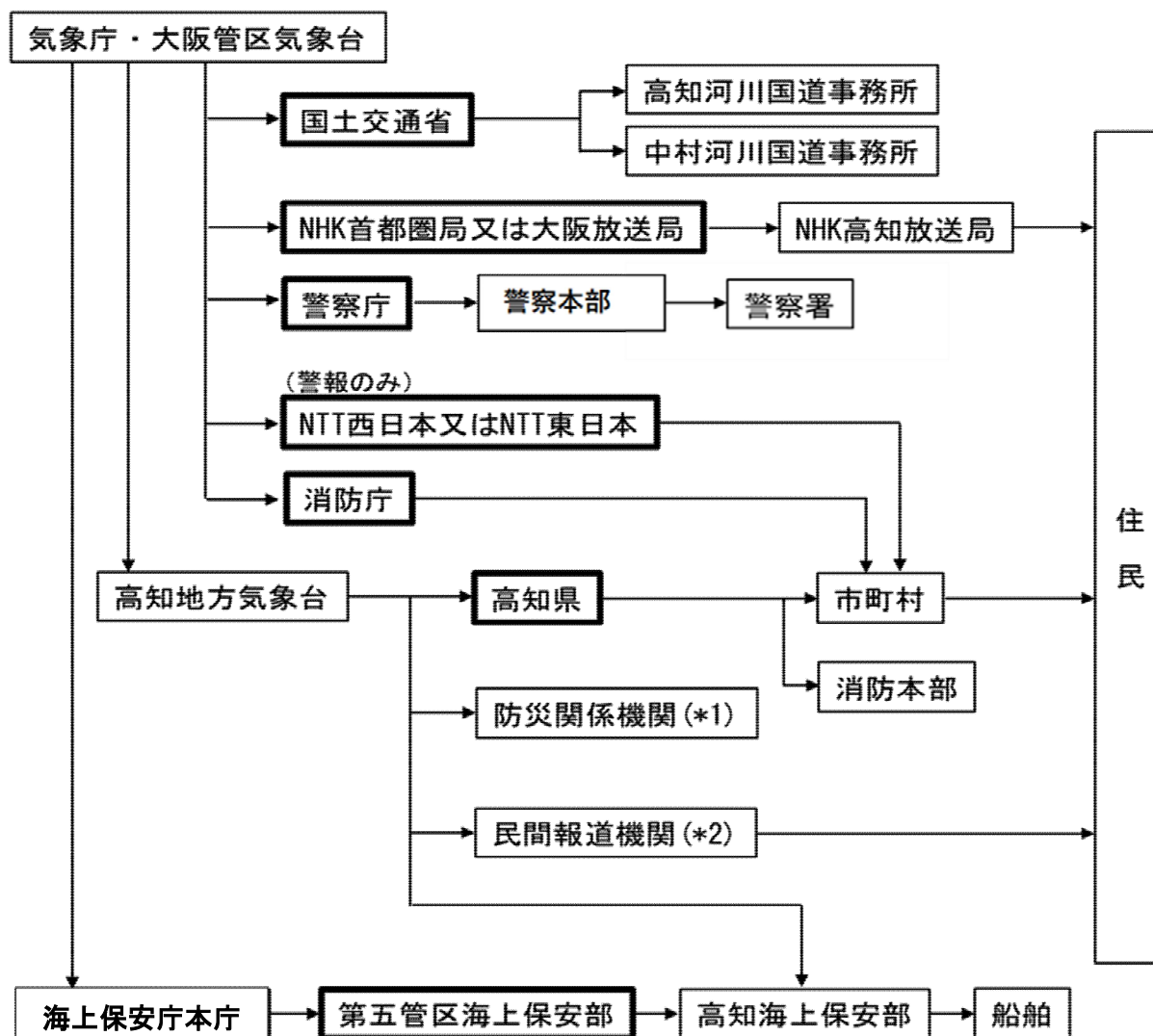
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

別表3 地震及び津波に関する情報の伝達系統



別表4 津波警報等の伝達系統

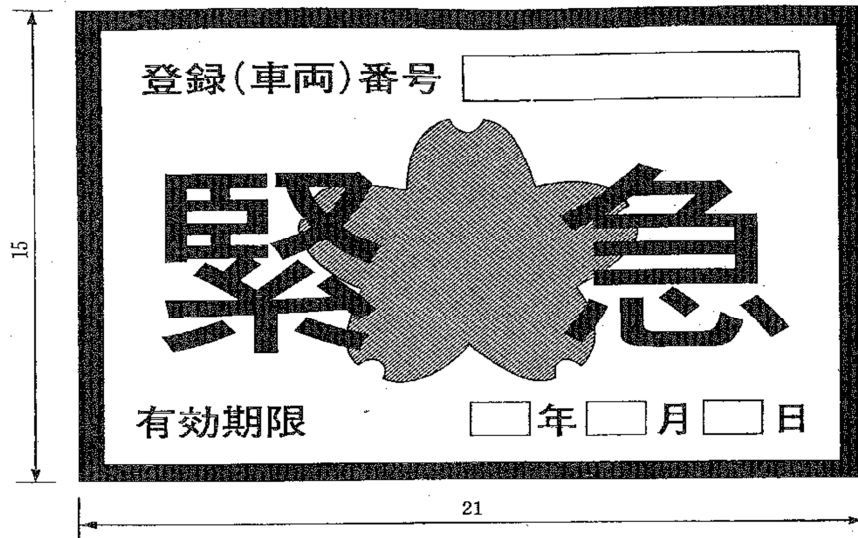
(1) 気象庁から発表される津波警報等は次のとおり伝達されます。



- ・ 太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関
- ・ 高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、NHK高知放送局、自衛隊、高知県警察本部へは高知地方气象台よりバックアップ回線を接続

- * 1 防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所、四国電力送配電（株）高知系統制御所、高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る
- * 2 民間報道機関：FM高知、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、高知さんさんテレビに限る

資 料



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は は 名 称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

平成	6	年度	震災対策編作成
平成	8	年度	震災対策編修正
平成	15	年度	震災対策編修正
平成	16	年度	東南海・南海地震防災対策推進計画編作成
平成	18	年度	震災対策編修正 (東南海・南海地震防災対策推進計画編を統合)
平成	26	年度	震災対策編修正 (地震及び津波災害対策編に名称変更) (南海トラフ地震防災対策推進計画作成)
令和	元	年度	地震及び津波災害対策編修正 (南海トラフ地震防災対策推進計画変更)
令和	2	年度	地震及び津波災害対策編修正 (南海トラフ地震防災対策推進計画変更)
令和	3	年度	地震及び津波災害対策編修正 (南海トラフ地震防災対策推進計画変更)
令和	5	年度	地震及び津波災害対策編修正 (南海トラフ地震防災対策推進計画変更)
令和	6	年度	地震及び津波災害対策編修正 (南海トラフ地震防災対策推進計画変更)
令和	7	年度	地震及び津波災害対策編修正 (南海トラフ地震防災対策推進計画変更)

高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編） — 令和8年2月修正 —

高知県防災会議

事務局 高知県危機管理部危機管理・防災課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9096
